

平成25年7月31日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 横屋 晋  
平成22年(行ウ)第16号 2009年度福井県議会政務調査費充当金返還請求事件  
口頭弁論終結日 平成25年4月24日

判 決

福井市

原 告

福井市

原 告

福井市

原 告

福井市

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士	坪	田	康	男
同	湯	川	二	朗
同	吉	川	健	司
同訴訟復代理人弁護士	茂	呂	信	吾

福井市大手三丁目17番1号

被 告	福井県知事	西	川	一	誠
同訴訟代理人弁護士	野	坂	佳	生	
同 指 定 代 理 人	高	島	淳	一	
同	中	川	幸	一	
同	坂	口	卓	夫	
同	勝	木	政	孝	

福井市大手三丁目17番1号 福井県議会議事堂内

被 告 補 助 參 加 人	自 民 党	県 政 會
同 代 表 者 会 長	關	孝 治

同訴訟代理人弁護士

井 上 豪

主

文

1 被告は、被告補助参加人に対し、36万8600円及びこれに対する平成23年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

2 原告らのその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告らの負担とし、その余を被告の負担とし、補助参加によって生じた費用は、これを10分し、その9を原告らの負担とし、その余を被告補助参加人の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 当事者の求めた裁判

###### 1 原告ら

(1) 被告は、被告補助参加人に対し、1327万1090円及びこれに対する平成23年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

###### 2 被告

(1) 原告らの訴えのうち、1326万9090円を超える部分についての訴えを却下する。

(2) 原告らのその余の訴えに係る請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は原告らの負担とする。

##### 第2 事案の概要等

###### 1 事案の概要

本件は、福井県の住民である原告らが、福井県議会議員によって構成される会派の一つである被告補助参加人（以下「県政会」という。）が福井県から交

付を受けた平成21年度の政務調査費のうち、県政会が平成22年3月に実施した海外視察のための旅費等に充当された部分は使途基準に適合しない違法な支出であって、県政会は上記旅費等を不当に利得しており、かつ、当該利得に法律上の原因がないことにつき悪意であったと主張して、福井県知事である被告に対し、上記旅費等に相当する1327万1090円及びこれに対する平成23年1月14日（訴状送達日の翌日）から支払済みまでの民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を県政会に請求することを求める住民訴訟である。

2 前提事実（争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、福井県の住民である。

イ 被告は、福井県の知事である。

ウ 県政会は、福井県議会の会派の1つであり、「福井県政務調査費の交付に関する条例」（平成22年3月19日条例第16号による改正前のもの。以下「本件条例」という。なお、本件条例は、平成24年12月20日条例第85号により「福井県政務活動費の交付に関する条例」に改称された。）2条に基づき政務調査費の交付対象となる「会派」に該当する。

(2) 福井県における政務調査費の取扱い

ア 政務調査費の交付根拠

(ア) 政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、地方公共団体から議会の会派又は議員に対する交付が認められているものであり、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとされている（地方自治法（平成24年9月5日法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）100条14項）。

(イ) かかる規定を受けた本件条例10条1項は、「議長は、政務調査費の

適正な運用を期すため、使途基準を定めなければならない。」，同条2項は、「会派および議員は、前項の使途基準に従い政務調査費を支出しなければならない。」とそれぞれ規定し、さらに、これを受けた「福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程」（平成22年3月31日議会告示第1号による改正前のもの。以下「本件規程」という。なお、本件規程は、平成25年3月1日議会告示第1号により「福井県政務活動費の交付に関する条例施行規程」に改称された。）4条は、「条例第10条第1項の規定により定める使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。」と規定している。そして、本件規程別表第1においては、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費及び人件費の8つの項目を挙げてその内容を定めている（以下「本件使途基準」という。）。

#### イ 政務調査費を会派に交付する手続

会派に対する政務調査費の交付は、会派が、議長に対し、本件条例5条1項所定の会派の届出を行い、議長が、毎年度4月5日までに会派の届出に記載された各事項を知事に通知し（同7条1項），同通知を受けた知事が、当該会派に対し政務調査費の交付の決定及びその通知を行い（同8条1項），かかる通知を受けた会派が、知事に対し、毎四半期の最初の月の10日（その日が「福井県の休日を定める条例」1条1項に規定する県の休日に当たるときはその翌日）までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求することによって行われる（同9条1項，3項）。

#### ウ 政務調査費の確定手続及びその返還請求

(ア) 会派の代表者は、その年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を、政務調査費の交付を受けた翌年度の4月30日（その日が休日に当たるときはその前日）までに議長に提

出しなければならない（本件条例11条1項）。

- (イ) そして、同項の規定により収支報告書の提出を受けた議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、当該収支報告書及び領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「収支報告書等」という。）の内容を調査し、当該収支報告書等に記載された支出が同10条1項の使途基準に適合した支出であることを確認して（同12条1項），当該収支報告書等の写しを知事に送付しなければならない（同条2項）。
- (ウ) 同項の規定により収支報告書等の写しの送付を受けた知事は、その内容を審査し、当該収支報告書等に記載された支出が本件使途基準に適合した支出であると認めたときは、政務調査費の額を確定し、会派の代表者に通知し、さらに、確定された政務調査費の額が既に交付された政務調査費の金額を下回るときは、その差額につき、期限を定めて請求する（同13条、14条）。

### (3) 調査研究費の支出の根拠及びその基準

ア 会派に係る政務調査費のうち、調査研究費は、「会派が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）」に充当できるとされている（本件規程別表第1）。

イ また、福井県議会が、平成20年4月、政務調査費の使途に係る具体的な基準を定めるものとして制定した政務調査費マニュアル（甲10、以下「本件マニュアル」という。）には、調査研究費の具体的な使途として、「県内外および海外調査費」、「情報収集を目的とする意見交換会または説明会の実施費」、「情報収集を目的とする意見交換会または説明会の参加費」、「県の事務および地方行財政に関する議員連盟等の参加費」、「国、関係機関に対する要望活動実施費」、「民間シンクタンク等への調査委託費」及び「学識経験者等への調査依頼費」が挙げられ（本件マニュ

アル10頁），政務調査費を充当することができない私的活動への支出の例として「議会内の親睦団体（議員野球、ゴルフ）の会費等」，「観光、私的用務等にかかる旅行」が挙げられている（本件マニュアル14頁）。

さらに、本件マニュアルは、調査研究費の支出のうち、国外への視察等に関し、特に明確な調査目的と有用性が求められることを、政務調査費の執行上の留意点として記載している（本件マニュアル15頁）。

（4）海外視察が実施された経緯〔平成23年10月6日付け調査嘱託（以下「本件調査嘱託」という。），弁論の全趣旨〕

ア 県政会は、平成21年9月8日に開催された総会において新執行部の選任を行った。総会後、新執行部による執行部会が開催され、その席で、同日まで県政会の政調会長であった中川平一議員からの申し送りを踏まえ、本年度も海外視察を実施すべく準備を進めるという方針が確認された。

イ 県政会は、執行部会で確認された上記方針を踏まえ、平成21年9月16日に開催された総会において、海外視察を実施予定であること、既に2件の視察候補が出ていること、他に視察を希望する場所があれば当時政調会長であった谷口忠応議員（以下「谷口議員」という。）まで申し出るべきことを告知し、以降、県政会の規約により谷口議員が海外視察計画立案担当者となり視察先の選定に当たることになった。

ウ 県政会は、平成21年10月20日、海外視察を実施することを決定し、谷口議員は、同日ころ、近畿日本ツーリスト株式会社（以下「近畿日本ツーリスト」という。）に対し、ニュージーランド（以下、ニュージーランドにおける視察を「本件視察1」という。），台湾・シンガポール（以下、台湾・シンガポールにおける視察を「本件視察2」という。）及びデンマーク・スウェーデン（以下、デンマーク・スウェーデンにおける視察を「本件視察3」という。）の3コース（以下、これらを総称して「本件各視察」という。）とフランス・オランダ・ドイツのコースについて、それ



ぞれ視察計画案の作成を委託した。

エ 県政会は、同年10月30日に開催された総会において、会派所属議員に対し海外視察の実施を予告した上で、参加を呼び掛けた。

オ 谷口議員は、同年11月24日に開催された執行部会において、視察候補4コースの概要を口頭にて説明し、執行部会の承認を得た。

カ 県政会は、上記の承認を踏まえて、同年12月4日に開催された総会において、平成22年2月ころに上記4コースの海外視察を実施する予定であること及び各コースの平成21年12月4日時点における概要を説明した。

キ 県政会は、同月18日に開催された総会において、視察候補4コースの資料を会員に提示した上で、コースごとに参加希望者を募った。

ク 県政会は、平成22年1月22日に開催された総会において、上記4コースの申込状況及びフランス・オランダ・ドイツコースの視察を見送ることをそれぞれ報告した。

ケ 県政会は、同月30日に開催された総会において、本件各視察の参加者に、日程を報告すると共に、事前勉強会への参加を呼び掛けた。

コ 県政会は、同年3月4日に開催された総会において、本件各視察のコースごとに、視察先及び調査目的を確認するため、事前勉強会を行った。

#### (5) 本件視察1の概要 [甲5の3、弁論の全趣旨]

ア 行き先及び期間

ニュージーランド（平成22年3月24日から同月30日まで ((5)ないし(7)における日時は、各現地のものを表す。)。但し、24日、30日は移動日。）

イ 参加者数

6名

ウ 費用総額 615万7965円

(6) 本件視察2の概要 [甲6の3, 弁論の全趣旨]

ア 行き先及び期間

台湾, シンガポール (平成22年3月20日から同月25日まで。但し, 20日, 25日は移動日。)

イ 参加者数

4名 (但し, 2名はシンガポールのみ参加)

ウ 費用総額 256万3400円

(7) 本件視察3の概要 [甲7の1, 3, 弁論の全趣旨]

ア 行き先及び期間

デンマーク, スウェーデン (平成22年3月23日から同月29日まで。但し, 23日, 28日及び29日は移動日。)

イ 参加者数

4名

ウ 費用総額 454万9725円

(8) 本件各視察後の県政会所属議員の活動 [乙3ないし5]

本件各視察後, 参加議員により, 視察で得られた知見や感想などを取りまとめた報告書が作成された。

(9) 県政会の平成21年度政務調査費の予算執行状況 [甲5, 8]

ア 県政会が平成21年度に割り当てられていた政務調査費の総額は3240万円であった。

イ 本件各視察の実施費用 (以下「本件支出」という。) に充当された政務調査費の総額は, 1327万1090円であり, 本件各視察いずれについても, 使途項目は「調査研究費」, 支出科目は「旅費」, 費用内容は「交通費・宿泊費」とされていた。

ウ 県政会は上記イのほか, 平成21年度の政務調査費に係る支出として, 調査研究費598万9595円, 会議費1万6170円, 資料購入費2万

5704円、広報費10万6560円を計上した。

エ 県政会に割り当てられた平成21年度政務調査費のうち、執行されずに残った金額は1299万5185円であった。

#### (10) 住民監査請求

ア 原告らは、平成22年9月30日、福井県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件支出に充当された政務調査費を含めた平成21年度福井県議会政務調査費の一部返還を求める住民監査請求を行った。

イ 福井県監査委員は、平成22年11月29日、上記監査請求のうち本件支出に係る請求につき、理由がないとする監査結果を発した。

ウ 原告らは、平成22年12月28日、本件訴えを提起した。

#### (11) 本件訴え提起後の経緯〔乙7の1, 2〕

県政会は、平成23年2月28日、福井県知事に対して、本件視察2に係る経費の一部につき、宿泊費規定額を超過して計上していたとして、2000円を返還した。

### 3 主たる争点

- (1) 政務調査費の使途基準適合性の判断基準
- (2) 本件支出の使途基準適合性

### 4 争点(1) (政務調査費の使途基準適合性の判断基準)

(原告らの主張)

#### (1) 政務調査費制度の趣旨

政務調査費制度は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

(2) 本件支出において適用されるべき使途基準適合性の判断基準

ア 根拠法規

- (ア) 政務調査費に係る支出の適否は、上記の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記の趣旨に則って定められているときには、それらの定めに基づいて判断されるべきである。
- (イ) 県政会は、本件各視察に要した費用の使途項目を調査研究費、内容を交通費・宿泊費としているから、本件支出は、地方自治法100条14項を受けた本件条例10条、本件規程別表第1所定の「調査研究費」中、「交通費・宿泊費」として支出されていることになる。
- (ウ) 本件条例及び本件規程の定める使途基準が政務調査費の交付を認めた地方自治法100条14項の趣旨に反しないことは明らかであるところ、本件規程別表第1は、調査研究費は、「会派が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費」であることを要件としているから、かかる要件を満たさない支出は、政務調査費の使途基準に適合せず、政務調査費をもって充当することはできないというべきである。
- (エ) さらに、福井県議会は、本件各視察が実施された当時、本件条例及び本件規程の定める使途基準を具体化したものとして本件マニュアルを制定していた。本件マニュアルは使途基準適合性を判断するに当たって規範性を有していると解すべきであり、仮に規範性を有しないとしても使途基準適合性を判断するに当たって、その趣旨を最大限に尊重しなければならないところ、本件マニュアル15頁の「III 使途項目別の基準」中「1 調査研究費」の項には、「国外への視察等は、特に明確な調査目的と有用性が求められます」との記載があった。

イ 具体的基準

以上の諸規定によれば、海外視察に要した費用が政務調査費の使途基準に適合するというためには、①明確な調査目的が存在し、②当該目的が当該地方公共団体の事務及び行財政に関する調査研究のために有用であつて、かつ、③当該目的を達するためには海外視察によるほかないという意味での必要性があるといえなければならない。

(3) 被告及び県政会（以下「被告ら」という。）の主張に対する反論

ア 地方議会の権能が、条例の制定、予算の議決等県政全般にわたる広範なものであり、議員の自主性及び自律性が尊重されるべきことは認める。

イ しかし、県政の調査研究と関係のない調査目的を掲げた海外視察が実施されることはおよそ考え難く、被告らの主張する基準によつたならば、会派の決定した海外視察は、全て使途基準に適合するという結論が導き出されてしまう。

そもそも、会派や議員への政務調査費の交付は、前記のとおりの制度趣旨に根拠があり、その財源は、県民の経済的負担に依拠している。そうすると、かかる制度趣旨からいっても、その財源の性格からいっても、政務調査費を充当して行う海外視察における会派、議員の裁量には自ずから一定の限界が生じるというべきである。

したがつて、被告らの主張するような判断基準を採用することはできない。

(被告らの主張)

(1) 政務調査費の使途基準適合性の判断基準

ア 原告らは、被告に対し、本件支出につき、使途基準違反を理由とする不当利得返還請求権行使を求めるものであるから、少なくとも、使途基準違反を一般的・外形的に基礎付ける具体的な立証責任を負っているというべきである。

イ(ア) 地方自治法100条14項は、政務調査費の具体的な交付対象につ

いて条例に委任しており、これを受け定められた本件条例10条1項は、「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、使途基準を定めなければならない。」と規定し、さらに、本件規程4条が具体的な使途基準を定めている。

また、地方自治法100条15項は、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、会派又は議員が知事等の執行機関の干渉を受けることなく独立して活動することを制度的に担保する趣旨から、政務調査費の使途調査権限を議長に付与することとしている。そして、これを受け定められた本件条例11条は、会派の代表者及び議員は各年度の政務調査費に係る収支報告書及び政務調査費の支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類を議長に提出するものとし、本件条例12条は、議長が使途基準適合性を確認した上で、知事に収支報告書等の写しを送付するものとしており、知事は、当該収支報告書等の内容を審査して当該年度の政務調査費の額を確定することとされている。

(イ) 以上の諸規定に照らすと、使途基準適合性についての判断、とりわけ評価的判断については、原則として議会側の判断が尊重されるべきであるから、知事が使途基準不適合を理由に政務調査費の返還請求権を有することとなるのは、費目それ自体からその支出が使途基準に適合しないことを推認することができるような場合（例えば、政務調査支出中の飲食費が「調査研究費」として収支報告書等に記載されているような場合）、あるいは、使途基準適合性についての議会側の評価的判断が明らかに不合理であることが収支報告書等の記載から外形的にうかがえる場合に限られるものと解すべきである。換言すれば、使途基準適合性についての評価的判断を知事が議会に代わって行うこと

は、前述の政務調査費制度の趣旨に反するというほかない。

そうすると、司法判断の局面においても、費目それ自体からその支出が使途基準に適合しないことを推認することができるような場合は別論として、使途基準適合性についての評価的判断については、上述したように、原告は、使途基準違反を示す評価根拠事実の主張立証責任を負い、他方、被告は、使途基準違反の評価障害事実の主張立証責任を負うと解すべきである。

## (2) 原告らの主張に対する反論

ア 使途基準適合性を判断する基準について、原告らの主張する基準を用いた場合、県政との個別具体的な関連性の有無、調査や考察の真摯性、考察結果の論理性といった、およそ収支報告書の記載からはうかがい知ることのできない高度に評価的な問題を理由として、執行機関が政務調査費の使途に介入できることになる。かかる解釈は、議会及びその構成員である議員が、執行機関から過度の干渉を受けることなく活動することを担保しようとしている本件条例10条ないし12条の制度趣旨に反する。また、原告らの主張する基準によれば、地方議員の調査活動基盤の充実を図ることにより地方議会の活性化を図ろうとする政務調査費制度の趣旨にも反することになる。

もとより、政務調査の目的あるいは内容が、福井県の事務及び地方行財政と無関係であってよいはずはないが、政務調査は学術調査とは性格が異なる。会派又は議員が、福井県の事務及び地方行財政との関連性を有する視察先を訪問して知見を広げることにより、政策提言能力の中・長期的向上を図ることが、政務調査費制度の趣旨目的、ひいては使途基準に反するとは考えられない。

政務調査の必要性や具体的視察先、調査内容については、それが政務調査費制度の趣旨・目的を逸脱するものでない限り、議員又は会派の自律的

判断に委ねられるべきである。

イ(ア) また、原告らは、本件マニュアルに法規範性がある旨主張するが、かかる主張は失当である。本件マニュアルに法規範性があるとする根拠はなく、ある支出が本件マニュアルに反することが、直ちに当該支出の使途基準違反を基礎付けることにはならない。

もっとも、一般論としては、ある支出が本件マニュアルに定められた基準に反することが使途基準違反をうかがわせる事情になることはあり得る。しかし、その理由は、通常、マニュアルの記載が使途基準を具体化しており、使途基準適合性の判断に評価的判断が入り込む余地をなくしているか、又は、極めて小さくしているからであって、このことは、マニュアルが策定される目的に照らして考えれば明らかである。その結果、マニュアルの基準に反した支出は、費目それ自体からその支出が使途基準に適合しないことを推認することができるような場合と同様、特段の事情がない限り、使途基準に適合しないことをうかがわせることになる。

(イ) 翻って、本件について見るに、福井県議会が平成20年4月に策定した本件マニュアルには、調査研究費の「執行上の留意点」として、「国外への視察等は、特に明確な調査目的と有用性が求められます」との記載がある。しかし、かかる記載は、その後に列挙されている調査研究費に「該当する経費例」あるいは「対象外の経費例」の記載とは異なって、使途基準適合性の判断基準を具体的に示しているわけではない。上記記載の意味は、海外視察費の使途基準適合性の判断要素が「調査目的及び有用性」であることを明示する点と、それらが曖昧なものであってはならないことを示す点にあるといえるが、後者は使途基準自体と同じように評価的な概念である。そうすると、上述した政務調査費制度の趣旨に照らし、そのような評価的判断については、

原則として、議会側の判断が尊重されるべきであり、調査目的等の明確性の程度について、知事が議会に代わって判断することは福井県の政務調査費制度が予定するところではなく、許されない。

したがって、本件各視察に係る調査研究費の支出についても、本件各視察の態様等が上記マニュアルの記載に反しているかどうかが司法審査の対象となるのではなく、県政会が、本件各視察を政務調査費の支出対象となる調査研究活動として実施できるものとした判断が明らかに不合理か否かが司法審査の対象となるといわねばならない。

## 5 爭点(2)（本件支出の使途基準適合性）

（原告らの主張）

### (1) はじめに

海外視察は、多額の費用を要する。本件各視察において、県政会に所属する県議会議員14名は、延べ20日ばかりの間に、合計1327万1090円もの多額の金員を費消した。県政との関連性ないし本件支出の有用性、必要性は、この多額の金員との均衡を抜きにして考えることはできない。

とりわけ、高度に情報技術が発達した現代社会において、諸外国の情報を入手することは極めて容易になっている。県政との関係で、あえて多額の費用をかけて海外に出かける必要性があるのかが問われなければならない。

以上の観点を踏まえ、①立案の経緯（準備過程）、②視察目的、③本件各視察の個別の問題点を検討するならば、本件各視察と県政との関連性、すなわち調査目的は明らかとはいはず、また、本件各視察について有用性及び必要性があるとは認められない。

よって、本件支出は、使途基準に適合しない支出であり、政務調査費をもってこれに充てることは違法である。

### (2) 立案の経緯（準備過程）について

県政会が、本件各視察前後に作成した資料によれば、本件各視察が明確な

目的の下、実施されたとは認められない。

ア 県政会が本件各視察の実施を決定した当時に存在した資料について

(ア) 県政会が本件各視察の実施を決定した当時、本件各視察やその他視察先に関し作成されていた資料は以下のとおりである。

- ① 海外視察候補先一覧 [乙8の2]
- ② ドイツ・オランダ・フランス視察行程表（案）【7日間】 [甲9の2]
- ③ 海外ご旅行行程表（デンマーク・スウェーデン） [甲9の2, 4, 5]
- ④ 海外ご旅行行程表（ニュージーランド） [甲9の2]
- ⑤ 海外ご旅行行程表（台湾・シンガポール） [甲9の2, 4, 5]
- ⑥ 海外視察申込状況 [甲9の3, 4]
- ⑦ ご旅程表・ニュージーランド8日間 [甲9の4, 5]

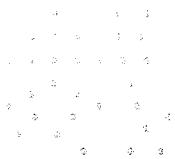
(イ) 上記①ないし⑦の資料は、いずれも目的地を羅列しているだけの資料であり、目的地の説明に関する記載も観光旅行のパンフレットと大差がなく、少なくとも、これらの資料からは、本件各視察は、年度末のあわただしい中で、行き先と日程だけを確保して実施されたという様子しか見えてこず、一般の観光旅行との違いは何も見えない。

百歩譲って、抽象的に記載されている視察目的を、有利に斟酌したとしても、本件各視察に、有用性及び必要性を認めることはできない。

イ 本件訴え提起後に作成された資料について

(ア) 本件訴え提起後に作成された資料には以下のものがある。

- ① 海外視察実施までの経過 [乙8の1]
- ② 海外視察先テーマ [乙8の3]
- ③ 視察先選定理由 [乙9ないし11]
- ④ 調査嘱託回答書（県政会作成に係る平成23年11月8日付け回



答書を指す。以下「本件回答書」という。)

(イ) まず、本件回答書によれば、政務調査費による会派としての視察が行われることとなったきっかけ自体に県政との関係で有用性、必要性を見いだすことができない。

すなわち、本件回答書1頁には、「前政務調査会長からの申し送りを踏まえ、本年度も海外視察を実施すべく準備を進めるという方針を確認した。」との記載があり、これによれば、そもそも具体的な県政との関連を念頭において本件各視察の計画がされたのではなく、結論ありきで、恒例行事として海外視察が計画されたことが明らかである。

(ウ) そして、上記の各資料からうかがわれる、その後の経緯をみても、本件各視察が県政との関連性を検討して計画されたというべき事情を見いだすことはできない。

a 平成21年12月4日に開催された県政会の総会においては、視察先につき、「視察テーマにより3～4コース視察先を設定するので、希望者を募りたい。」、「コースにより希望者が偏った場合は、執行部で派遣議員を調整したい。」との提案がされているところ〔乙8の1〕，かかる提案がされているということは、本件各視察が、会派内で県政との関連において視察目的を議論し、それを踏まえて会派所属議員がグループに分かれて視察先を選定したのではないことを示している。

b 県政会は、平成22年1月22日、ドイツ国際見本市の日程が県議会の2月定例議会の日程と重なっており各議員の日程の調整が難しいことを理由としてフランス・オランダ・ドイツ視察の実施を見送っているが〔乙8の1〕，県政との関連を検討して視察先を決定したのであれば、こういった事態が生じるとは考えられない。すなわち、見本市である以上、開催期間が限定されることは事前にわかっているので

あり、それゆえ、視察時期は見本市が開催される時期でなければならなかつたはずである。そして、見本市が開催される時期を調査していれば、そもそも視察先としてドイツが挙がることなどなかつたのである。かかる事実は、県政会が、見本市の開催時期すら調べていなかつたことを示しており、視察先の選定が県政との関連性や、海外視察の必要性、有効性を踏まえて検討されたものでないことが明らかである。

c 同年3月4日に実施された事前勉強会においては、旅行会社から説明を受け、「調査目的、視察先等の確認を行つた。」とのことであるが〔乙8の1〕、同日配付された資料は、旅行会社が作成した行程表だけであり、調査目的等の確認を行う趣旨で勉強会が実施されたとはいえない。なお、谷口証人は、「多少のパンフレット等も配布した覚えがあります。」と証言しているが、県政会への送付嘱託によつても、こうしたパンフレット等の資料が提出されることはなかつたのであり、全く信用できない。

d 本件回答書1頁によれば、旅行先の選定については、一応、会派所属議員からの意見が徴されたことがうかがわれるが、その意見は、各議員が行きたい国や場所を伝えた程度にすぎないと推認される。視察先の選定等、視察案の策定は、近畿日本ツーリストが主体となつたのであり、会派として、県政との具体的な関連性から視察先等を決定したとは到底認められない。なお、谷口証人は、海外視察の目的を絞り込むための作業はしたと証言しているが、本件訴訟全体を通じて、かかる証言を裏付ける証拠は何ら提出されておらず、全く信用できない。

e 県政に関し情報収集の必要が生じた場合、まずは書籍やインターネット等を利用した文献調査を行い、さらに国内の機関等から情報収集を行うべきであり、多額の費用を要する海外視察は最後の手段に位置付けられるべきものである。しかし、本件回答書2頁によれば、県政

会は、本件各視察に関する事前の資料収集につき、「インターネット」、「旅行会社」、「前年度に視察した際の資料」を利用したにとどまる。

### (3) 視察目的について

ア 本件各視察の企画立案が開始された平成21年9月8日から、本件各視察のコースごとに視察先及び調査目的の確認が行われた平成22年3月4日までの間に作成された資料のうち、視察目的が記載された資料は、旅行会社の作成した行程表程度しか存在せず、しかも、その記載は抽象的である。この程度の記載は、特に県政に関する知識がなくても記載可能なものである。

以上の事実によれば、本件各視察が観光旅行として実施されたことは明らかである。

イ(ア) また、本件訴え提起後の平成23年3月から4月ころに作成したとされる資料〔乙8の1、3、乙9ないし11〕は、その性質上、証拠価値が認められない。しかも、これらの資料は、訴え提起後に作成されたにもかかわらず、その内容からは、本件各視察と県政との関連性が見えてこないものになっている。

(イ) まず、「海外視察先テーマ」と題する書面〔乙8の3〕については、本件各視察の概要にすぎないから、これ自体にさほど意味を見いだせない。

次に、「視察先選定理由」と題する書面〔乙9ないし11〕は、視察先ごとに作成された資料であるが、海外視察を実施しなければならない有用性、必要性を見いだすことはできない。

### (4) 本件各視察の問題点（各論）

ア 本件視察1について

(ア) 視察に明確な目的がなかったこと

a 本件視察 1 に参加した笠松泰夫議員（以下「笠松議員」という。）は、県政会が、本件視察 1 に関して証言する上で最も適切な証人であるとして証人申請した人物である。ところが、笠松議員自身が証言したとおり、笠松議員は、参加人数の調整という理由で、視察のわずか 2 か月前に、本件視察 3 に参加予定となっていたところを本件視察 1 に参加することになったという経緯がある。さらに、笠松議員自身、本件視察 1 について明確な調査目的がなかったことを認める趣旨の発言をしている。また、本件視察 1 の参加者全員で、視察目的につき検討を行ったことがないことも認めている。実際に視察に参加した人物がこのように証言しているのであるから、本件視察 1 に明確な調査目的がなかったことは明らかである。

b 各視察先について

(a) クライストチャーチ

笠松議員は、クライストチャーチを視察した目的について、クライストチャーチの自治体が、県政において参考とすべき施策を実施しているためである旨証言している。これが事実であるなら、福井県において当該施策を実施するか否かを検討する上で、クライストチャーチがどのような権限に基づいて当該施策を実施しているのか、福井県に当該施策を実施する権限があるのか、権限がないのであれば、どのようにすれば実施できるのか、実施する際の利害得失、といった事項について、事前に調査を実施するなどの準備が必要である。

ところが、笠松議員は、ニュージーランドの地方自治制度の概要すら知らず、クライストチャーチが自治体として認められている権限について事前に調査を行っていなかったことを認めた。

かかる事実自体、そもそも、クライストチャーチ視察に明確な

調査目的がなかったことを示している。

(b) マウントクック国立公園・ミルフォードサウンド

笠松議員は、マウントクック国立公園・ミルフォードサウンドを視察した目的について、自然環境保全と観光とを共存させていく取組を視察し、福井県の観光と環境問題の政策立案の参考とするためであり、特に、福井県の東尋坊や三方五湖に店舗が乱立し、自然美を減殺していることを懸念していた旨証言している。

しかし、他方で、笠松議員は、東尋坊、三方五湖等の国定公園における店舗の乱立は、福井県知事が、特別保護地区、特別地域を指定することによって規制できることを知っていた旨証言している。

そうすると、笠松議員は、わざわざ、マウントクック国立公園・ミルフォードサウンドを視察するまでもなく、福井県において自然環境保全と観光を共存させる方法を知っていたことになる。

かかる事実は、そもそも、マウントクック国立公園・ミルフォードサウンド視察に明確な調査目的がなかったことを示している。

(c) キーウィ・バードライフ・パーク

笠松議員は、キーウィ・バードライフ・パークを視察した目的について、福井県が取り組んでいる絶滅危惧種コウノトリの飼育、保護に活用するためである旨証言している。

しかし、実際には、本件訴訟が提起されるより前に作成された資料には、コウノトリ保護に関する記載が全く存在しなかった。また、笠松議員は、福井県がコウノトリ保護に取り組んでいる根拠や、取組が開始された時期すら知らなかった。

かかる事実は、笠松議員ひいては被告らの主張する視察目的が、後付けで主張されたものにすぎず、実際には明確な調査目的がな

かったことを示している。

(d) オークランド港

笠松議員は、オークランド港を視察した目的について、福井県の港湾行政に関する政策立案の参考にするためである旨証言しているが、本件視察後に作成された資料のどこにも港湾行政に関する記載はない。

かかる事実もまた、被告らの主張する視察目的が後付けであることを裏付けている。

(イ) 視察結果に有用性がないこと

a 本件視察 1 のまとめとして平成 22 年 4 月ころに作成したとされる「実施報告書」〔乙 3, 以下「報告書 1」という。〕は、本件視察 1 に関する唯一の報告書であり、本件視察 1 の実態、事後処理の状況や参加者が得た知見を最もよく示していると考えられる。にもかかわらず、その内容は、本件視察 1 に参加した議員が分担執筆したもののは寄せ集めであり、会派としての考察の記載はなく、会派として視察を行った意味がどこにあったのか全く理解できないものになっている。以下、具体的に述べる。

b 報告書 1 の具体的内容

(a) 3 月 25 日

視察日時、面談相手、視察目的、視察内容は記載されているが、午後 3 時 30 分以降の行動は不明である。このうち、視察目的は、クリエイストチャーチの都市作り、歴史、文化を訪ね、本県の参考とする、という一般的・抽象的なもので、県政との具体的な関連性は認められない。また、視察内容については、面談時の説明や配付資料からまとめたものと推察されるが、現地を訪れなければ得られない知見とは考えられず、議員の所見も付されていない。

(b) 3月26日

視察日時、面談相手、視察目的、視察内容は記載されているが、午後2時以降の行動は不明である。視察目的は、「調査し本県の参考にする」という一般的・抽象的なもので、県政との具体的関連性は全く認められない。視察内容については、面談内容等をまとめたものと推測されるが、議員の所見は付されていない。

(c) 3月27日

視察目的の記載がなく、県政との関連性もない。内容はキーウィーの生態や保護の取組などを長々と記述し、末尾に感想を付したものであるが、議員の所見はなく、一般観光者ないし旅行者においても報告が可能な内容にとどまっている。

(d) 3月28日

視察目的の記載がなく、県政との関連性もない。内容は紀行文にすぎず、末尾に付された感想も、県政との関連性を欠いた抽象的なものである。

(e) 3月29日

視察目的は「移民で発展したこの国の歴史と交易を学ぶため」とあるが、県政との関連性は認められず、個人的な趣味による訪問としか評価できない。内容はニュージーランドの歴史などに関するものだが、現地を訪れなくても得られる知見であり、シーシェパードに関する記述は視察目的と関係がない世間話にすぎない。末尾の感想は県政との具体的な関連性を欠き、内容がない。

c 本件視察1実施後の状況

(a) 笠松議員は、本件視察1の成果に関し、福井県の将来ビジョン策定時に視察結果を踏まえた提案を行ったと証言するが、そのような提言をしたことの裏付けの証拠はない。

(b) また、笠松議員は、前述のとおり、東尋坊、三方五湖等における店舗の乱立が自然美を減殺していることを認識し、かつ、福井県知事が店舗の乱立を規制する権限を有していることも知りながら、福井県知事に、規制の働きかけをしていないことを認める旨の証言をしているし、その他、本件視察1の視察により得た知見を政策立案等に活用した事例は見られない。

(ウ) 以上のとおり、本件視察1については、全ての視察先について、明確な調査目的が認められず、かつ、視察結果の有用性も欠如しているから、本件視察1につき政務調査費を支出することは違法である。

#### イ 本件視察2について

(ア) 視察に明確な目的がなかったこと

a 台北はいうまでもなく台湾の主要都市であり、人口265万人の大都市である。人口密度も福井とは比べものにならないほど高い。福井県とは全く異なる特色を有する都市に赴き、中心街開発や観光などについて、何を得ようとしたのか、そもそもその意図自体全く不明である。また、シンガポールは、世界第3位の人口密度の国家であり、交通渋滞が深刻な問題になるなど、国土の有効利用が課題となっているが、こうした課題を有しない福井県において、何をどのように参考にするため視察を実施しようというのか、全く不明である。

b 各視察先について

(a) 台北ビッグタワー

谷口議員が視察後である平成23年3月下旬に作成した「視察先選定理由」と題する書面〔乙10〕によれば、「日本における中心街再開発が非常に厳しい中、台湾のビッグタワー101は成功例であり、この状況を調査し、本県における中心街再開発の参

考とする。」とされているが、具体的に何を獲得目標としているのか明らかでない。成功しているようだから見てくるというのでは、観光旅行との区別はつかないし、調査目的は全く定まっていないといえる。

(b) 新光三越百貨店

証拠〔乙10〕によれば、「日本の百貨店が大規模量販店に圧され、衰退している中、台湾は中心街に立地していても利用客は減少していない。日本の接客マナーを取り入れた日本企業に対する台湾人の反応も良いため、台湾人に受け入れられているこの現状を調査し、本県の中心街再開発の活性化策の参考とする。」とされているが、前段は、何を目的としているのか明らかでなく、後段は、わざわざ視察する意味があるのか疑問である。

(c) 桃園駅（台湾新幹線）

そもそも視察候補にすらなっていなかったものであり、台湾新幹線乗車は、その場での思いつきで実現したものである。〔丙116別表参照〕

(d) 台湾観光協会

証拠〔乙10〕によっても、何を調査研究する目的であったのか、不明というほかない。

(e) 台北アリーナ

証拠〔乙10〕によれば、ソーラー発電について調査するとされているが、そのようなことが、わざわざ海外に赴く目的になるとは考えられない。しかも、小規模で参考にならなかつたというのであるから〔丙116、証人谷口〕、全く事前調査もせずに出来かけたことが明らかである。

(f) 中華航空



証拠〔乙10〕によっても、福井県の事務や行財政とどういった関連があるのか全く不明である。

(g) ニューオータービジターセンター

福井県においてどのような課題があり、シンガポールまで赴く必要がどこにあるのか全く不明である。

(h) リゾートワールドセントーサ

谷口議員は、視察の目的について、「家族、また近隣の人が非常に集いやすい場所だって聞いておりましたので、その確認に」、「どういう施設で、なぜそんなにぎわうかと」などと証言しているが、余りにおそまつな証言といわざるを得ない。全くの観光である。

(i) ホライズンヒルズ社

ゴルフコースが核となった高級住宅地を視察したものであり、福井県が抱える限界集落の問題の解決策などになりようがない。

(j) 水耕栽培施設オーファーム

国土が狭く、人口が密集したシンガポール特有の土地利用有効策であって、福井県の行財政とは無関係である。

(k) シンガポールシティギャラリー

国政における視察であればともかく、福井県にとっての課題という意味では全く関係のない施設である。

(l) マリーナベイサンズ

証拠〔乙10〕によれば、「ホテル、MICE（研修、会議、視察、展示会）など企業向けの高級総合リゾート施設」とあり、福井県でこのような施設の需要があるとは考えられないことからすれば、単なる観光にすぎないものといえる。

(イ) 視察結果に有用性がないこと

a 県会議員が会派として視察を行った以上、その結果を会派としてまとめ、今後の糧とすべきことはいうまでもない。ところが、本件視察2については、平成22年4月ころに作成したとされる「実施報告書」〔乙4、以下「報告書2」という。〕の他は、写真、パンフレット及び名刺といった資料が存在するだけである。写真類に有用性がない点は明らかであるが、報告書2の内容自体も、余りに空虚である。有用性はみじんも見いだせない。以下、具体的に述べる。

b 報告書2の具体的内容

(a) 3月21日 新光三越百貨店

新光三越百貨店の副店長が案内したとされるが、時間帯が不明である。視察内容は何らかの説明書や案内人から聞いた話を記述しただけのものであり、議員の所見も記載されておらず、県政との具体的関連性は認められない。

そもそも、都市としての位置付けも実態も異なる台北の街作りを本当に参考にしようとしたのか、疑問である。谷口議員は、視察の成果について、広場の有効活用が相乗効果を生んでいることを学んだ旨証言するが、単なる感想の域を出でていない。

(b) 3月21日 台湾新幹線

この視察は出発前の日程表にはないもので、視察目的も、実施に至った経緯も、実施時間帯も記述されていない。時間があったから乗ってみたという場当たり的な行動としか考えられない。内容は雑感というほかなく、県政との具体的関連性は認められない。

乗り心地がすばらしく、感動したことが報告されているが、観光そのものである。

(c) 3月22日 台湾観光協会

面談相手は記載されているが、視察目的、実施された時間帯の

記載がない。内容は面談で聞いた話のメモによるものと認められ、県政との具体的関連性は認められない。福井県の観光アピールを行ったとの記載があるが、世間話の1つか、一般論としてしか評価できない。

(d) 3月22日 台北アリーナ

面談相手は記載されているが、視察目的、実施された時間帯の記載がない。内容は面談で聞いた話のメモによるものと認められ、県政との具体的関連性は認められない。「参考にするには、よい施設でありました。」との感想は、余りに素朴で唖然とするほかない。なお、事前の行程表では、台北アリーナではなく、台北ドームの視察が予定されていたが、規模が大きすぎて参考にならないという視察団の意見により直前に変更されたものである。しかも、その結果は、小規模なものであまり参考にならなかつたという始末である。上記(b)とともに、視察計画の杜撰さを示すものである。

(e) 3月22日 中華航空

面談相手は記載されているが、視察目的、実施された時間帯の記載がない。面談内容は世間話程度のものと認められ、観光交流が活発になって欲しいと思うという素朴な感想が付けられているが、県政との具体的な関連性は認められない。

(f) 3月23日 ニューオータービジターセンター

視察目的、実施された時間帯の記載がなく、しかも、ニューオータービジターセンターの概略すら記載されていない。内容は、現地で得た説明書等を引き写したものと認められ、余りに空疎で、県政との具体的関連性は認められない。日本企業の海外活躍を誇りに思うとの感想は、県政とは何の関連もない個人的な感慨にす

ぎない。

(g) 3月23日 リゾートワールドセントーサ

視察目的、実施された時間帯の記載がなく、リゾートワールドセントーサの概略すら記載されていない上、報告の内容も否定的な感想が並ぶだけである。また、福井県にカジノを設置する計画はなく、県政との具体的関連性が認められないばかりか、視察の必要性を強く疑わせる。

(h) 3月23日 ホライズンヒルズ社

視察目的、実施された時間帯のみならず、視察対象すら記されていない。内容は、シンガポールとマレーシアの社会事情に関するものだが、県政との具体的関連性は認められない。高賃金のシンガポールで働き、税や物価の安いマレーシアに住むという構造を福井県でどのように参考にしようというのか、全く理解できない。

(i) 松井拓夫議員、仲倉典克議員の報告部分

3月23日の分の記載は、その日の行動を記しただけのものである。また、3月24日のシンガポールの観光開発地区の視察に関しては、視察目的、実施された時間帯の記載がなく、何を視察したのか理解が困難な雑文であり、報告の体をなしていない。両氏が視察に遅れて参加し、実質1日の視察しか行わなかつたことやその理由についての説明もなく、視察そのものの必要性を特に強く疑わせる。「飛行機の中ではなかなか眠れなくて疲れました。」という末尾の感想は、県政との具体的関連性のない個人的感想にすぎない。

(ウ) 以上のとおり、本件視察2は、明確な目的も存在せず、その成果も認められない有用性の欠如したものであるから、本件視察2につき政務

調査費を支出することは違法である。

ウ 本件視察<sup>3</sup>について

(ア) 視察に明確な目的がなかったこと

a 田村康夫議員（以下「田村議員」という。）は、デンマーク・スウェーデンを視察先に選んだ理由について、「福祉の先進地に行ってみたい」、「せっかくの機会ですので、そこを選ばせていただきました」、「ヨーロッパというのは非常に福祉には先進的だと、一回体感してみたい」などと証言している。また、なぜスウェーデンでなければならないのかという問い合わせに対し、「たまたまと言ったら失礼ですが、そこがいいだろうということで選定されました」と述べ、さらに、そこに行かなければならぬ積極的な理由はあったのかという問い合わせに対し、「いや、別に」と開き直った証言をしている。

田村議員は、行ってみたいから行ったと言っているにすぎず、明確な調査目的があったから視察したとは到底いえない。

b 当初の視察先について

(a) 平成21年12月18日付け「海外ご旅行行程表」〔甲9の2〕によると、コペンハーゲン視察の旅程に関しては、平成22年3月25日に、高齢者福祉、社会保障制度などに関する視察を、翌26日に、人魚の像、チボリ公園、アメリエンボー宮殿、クリスチャンスボー城、ローゼンボー離宮、ゲフィオンの泉、クロンボー城などを視察する計画となっていた。また、ストックホルム視察の旅程に関しては、同月27日に、在スウェーデン日本大使館を表敬訪問し、翌28日に、高齢者福祉、社会保障制度などを視察、さらに翌29日に、王宮、リッダーホルム教会、ドロットニングホルム宮殿などを視察する計画となっていた。そして、これらの計画は、平成22年1月30日付けの「海外ご旅行行程

表」〔甲9の4〕においても維持されていた。

このように、当初の計画で本件視察3の目的に照らして関連がありそうなのは、現地での滞在期間4日間のうち、3月25日、3月28日のみである。しかも、両日とも具体的にどこの施設を視察するかは決まっていなかったし、それ以外の視察先は観光地めぐりを目的とするものであることが明らかであった。

また、本件視察3のもう一つの目的とされている、風力発電、太陽光発電等の環境エネルギー政策の調査に関する視察先は、平成22年1月30日付けの「海外ご旅行行程表」〔甲9の4〕においてすら、全く決められていなかった。

(b)かかる経緯に照らすと、本件視察3は、海外視察を実施するという結論ありきで実施されたものであって、そもそも、明確な調査目的などなかったことが明らかである。

c 視察先選定に当たっての議員の関与について

(a)明確な調査目的があるというためには、視察に参加する議員が、積極的に視察先の選定に関与していかなければならない。

ところが、田村議員は、本件視察3の実施に際し、どこを見たいという希望を出したかという問い合わせに対し、「いや・・・どこというのはないですね」と証言している。ネストヴェ市役所、ミドルグロン洋上風力発電所、ディアクティビティセンター、ハンマルビー再開発地区等を視察することが決定した経緯についても、「記憶にない」、「そこまで把握していませんのであれですけれど、うちのメンバーの中から声が上がったのかもしれません」などと証言するのみである。

また、田村議員は、視察に当たっての事前調査については「インターネットを開いたりとか情報交換したくらい」、視察参加議

員との間では「勉強会なのかわかりませんけど話し合いは何回かしている」と証言するものの、その具体的な内容については「覚えていない」としか答えていない。

(b) 本件各視察を企画し、具体的な視察先の選定を進めたのは、谷口議員、吉田伊三郎議員及び田村議員であって〔証人谷口〕、田村議員は、視察先の決定に当たり中心メンバーであったにもかかわらず、上述の回答しかできなかつた。かかる事実によれば、本件視察3の視察先は、近畿日本ツーリスト主導の下、選定されたといわざるを得ず、本件視察3に明確な調査目的が存在しないことは明らかである。

#### d 各視察先について

##### (a) ネストヴェ市役所

田村議員は、訪問先のネストヴェ市が市民サービスで有名な市であることを知ったのは、上述の「海外ご旅行行程表」が発表されてからであると証言している。視察先が近畿日本ツーリストによって決められた後に、視察目的を後付けしたことが明らかである。

##### (b) 環境エネルギー事務所、ミドルグロン洋上風力発電所

田村議員は、環境エネルギー及び行政と民間の連携のあり方の調査を視察目的としていた旨証言しているが、同視察先を知ったのも上述の「海外ご旅行行程表」が発表されてからであると証言していることからして、視察目的が後付けであることは明白である。

##### (c) ストックホルム

ストックホルム視察は、環境、エネルギー、都市計画関連を視察すると称して実施されたものであるが、具体的な調査目的は明

らかにされないままである。

(イ) 観察結果に有用性がないこと

a 海外観察は、会派を代表して行うという側面を有しており〔証人田村〕、観察結果を報告書にまとめることについては、平成21年3月4日の事前勉強会において決定された事項でもあった。

しかし、本件観察3の「実施報告書」〔乙5、以下「報告書3」という。〕は、観察に参加した議員が分担して執筆しているにとどまり、記載内容について執筆者以外の議員の意見が書き加えられていない。

c 報告書3の具体的な内容

(a) 3月24日 ネストヴェ市役所、高齢者福祉施設

田村議員が執筆した報告書には、観察場所、面談相手、参加議員、観察目的、観察内容が簡単に記載されているが、時間帯の記載はない。観察目的は「世界中から注目・訪問される現実を確認。

又、行政直営の高齢者福祉施設の運営や充実の実態を観察」とあるが、県政との具体的な関連性は説明されていない。また、観察内容は、面談で聞いた話と感想が渾然一体となっている。末尾に付された感想は「日本は福祉も医療の延長であり利益誘導になっている様に感じると同時に、福祉施設設立選定にも疑問を覚える事自体問題だと理解しました。」というものだが、著しく論理性を欠いている。

(b) 3月25日 環境エネルギー事務所、ミドルグロン洋上風力発電所

大久保衛議員（以下「大久保議員」という。）が執筆した報告書には、観察場所、開始時刻、面談相手、観察目的、コペンハーゲン市の概要、観察概要が簡単に記載されているが、終了時刻の

記載はない。視察目的は、「今後の本県の環境政策を研究するための参考とする。」という一般的・抽象的なもので、県政との具体的関連性は認められない。視察の概要に記された内容は面談相手の説明等を列記した程度のものであり、議員の所見は付されていない。

大久保議員は、本件視察3に参加後、島原の風力発電所を視察している〔証人田村〕。この点について、田村議員は、「規模が全然違いますので、まだまだ道半ばだなということを話した」と証言するが、規模の違いは現地を視察しなくとも文献で容易に把握しうる事項であり、大久保議員の行動をもって本件視察3に有用性があったとはいえない。

#### (c) 3月26日 テルス余暇センター視察

鈴木宏紀議員が執筆した報告書には、視察場所、面談相手、視察目的、調査目的、視察概要、所感が記載されているが、時間帯の記載はない。視察目的は「現場視察と高齢者の社会生活向上に向けた取り組み状況の調査」というものだが、県政との具体的関連性は認められない。視察概要の内容は現地で入手した説明書類等を引き写しただけのものと認められる。所感は、日本とスウェーデンの施設の内容や考え方の違いに言及するとともに、スウェーデンの福祉政策を評価しつつ、課題を指摘し、最後に「高齢者福祉の充実を図るためにには応分の消費税率アップも止むを得ないと考える。と同時にスウェーデンをある意味反面教師と捉えて、予防介護を目的とした政策に今から力を注ぎ込む必要があることを痛感した。」というものであるが、「消費税率アップ」は県政の課題ではないし、視察場所、内容を考慮すると論理に飛躍があり、考察と呼べるものではない。その他の記載も、県政との具体

的関連性を欠いている。

(d) 3月27日 ハンマルビー再開発地区

宮本俊議員が執筆した報告書には、開始時刻、ツアーガイド付きで市内視察を行ったこと、視察目的、ストックホルムの概要、公共交通と市庁舎及びハンマルビー再開発地区の視察状況が多数の写真とともに記され、所感が付けられているが、終了時刻の記載はない。視察目的は「ハンマルビー地区の現状を把握する。」という一般的・抽象的なもので県政との具体的関連性が認められない。また、ストックホルムに関する記述は、ツアーガイドなどから聞くなどして記した市の概要と環境・エネルギー事情に、道端にゴミが多く市民の意識レベルに疑問を持ったという個人的な感想を付けたものである。その他、公共交通機関や市庁舎、ハンマルビー再開発地区に関する記載もツアーガイドの説明や説明書で知った程度の内容に写真を付けたにすぎない。所感についても具体性に欠け、単なる感想と区別ができないか、県政との具体的関連性を欠いている。

また、当地を訪問したのは土曜日であって、同行したガイドがどれほど優秀であったとしても、市政内部の情報や市政運営上の問題点などを調査することは不可能である。当地の視察は極めて表面的なものにならざるを得ず、有用性が認められない。

(ウ) 以上のとおり、本件視察3もまた、明確な調査目的と有用性を欠くものであって、本件視察3につき政務調査費を支出することは違法である。

(5) まとめ

ア 以上の検討により以下の事実が明らかとなった。

(ア) 本件各視察は、そもそも必要性がなかった。視察目的は、県政との具

体的関連性に欠けていたし、視察先の選定経過は、旅行会社に何度もか、行きたい国や場所を伝えた程度の杜撰なものであった。

- (イ) 実施された視察活動は、一般の観光旅行と同様、短時間のうちに多数の視察先を回るものにすぎなかった。
- (ウ) 視察後も、会派あるいは議員間において、本件各視察で得た資料の整理やこれに対する考察は行われておらず、視察によって得られたわずかな知見は、総じて一般観光者ないし旅行者においても報告が可能な内容にとどまっていた。このことは、本件各視察後に作成された各「実施報告書」について、谷口議員から「調査報告書にそれぞれ目を通して欲しい」旨の発言があったのみで、報告書をもとに、会派としての視察の内容について検討された形跡がないことからも明らかである。〔証人田村〕

なお、田村議員は、自身の参加した視察先以外の報告書については、「ざっとですけど見ました。どこって言われるとちょっと記憶にないですが」と証言し、特に印象に残った報告書があるかとの問い合わせに対し、「それは、ちょっと記憶にないですね」と証言している。

イ 本件各視察は、実施決定から事後処理に至るまで、徹頭徹尾、政務調査費の交付対象となる「調査研究」として実施されたことをうかがわせる事情が存在せず、単なる観光旅行であったことが明らかである。

このような観光旅行でしかないものが、当該年度の議会活動が全て終わり、視察の成果を当該年度中に議会質問等で活用できない時期を選んで、ほぼ同時に実施されたということは、県政会が、県政会に配分された政務調査費の予算が残ることを惜しみ、これを消化するためだけに本件各視察を企画したことを雄弁に物語っている。

ウ したがって、本件各視察は、明確な調査目的のない、有用性、必要性を欠くものであり、県政との関連性は認められず、本件各視察が政務調査費

の使途基準に適合しないことは明らかであるから、本件支出に対する政務調査費の交付は違法である。

#### (6) 被告らの主張に対する反論

ア 被告らは、本件各視察の目的は、会派所属議員の調査研究活動を充実させ、会派としての政策立案能力、審議能力を高めることにあったと主張する。

しかし、地方公共団体の議員による海外視察に対する公費支出の違法性を認める裁判例が多数存在することからも明らかなとおり、海外視察を実施すれば、必ず、議員の調査研究活動が充実する、議員の政策立案能力、審議能力が高まるという関係にはない。それゆえ、県政の課題のうち、どれを取り上げ、そのためにはどのようなところを視察することが必要かつ有効か、他の調査研究活動との比較ではどうか、といった検討を経る必要がある。

ところが、本件各視察は、上記のような検討がされないまま実施が決定されており、被告らの主張に理由がないことは明らかである。

イ(ア) 被告らは、福井県の中長期ビジョン策定との関係で県政全般につき長期的・大局的な観点からあるべき将来像を検討することが求められることになったとして、かかる事情の存在が、本件各視察の実施を後押しすることになったとの主張をする。

しかし、県政会は、本件各視察以前から、会派としての海外視察を実施しており、また、本件各視察の実施を決定した平成21年9月8日の執行部会においても、上記のような説明は行われていない。それゆえ、被告らの上記主張は信用することができない。

イ) そして、そもそも海外視察を実施することが、必ず、福井県の中長期ビジョンの策定、県政全般について長期的・大局的な観点からあるべき将来像を検討することに必要であり、有効であるという関係はない。

あくまで、個別具体的な県政課題が念頭に置かれてこそ、海外視察による調査研究活動との間に具体的関連性があるか否か、必要性、有効性の検討が可能となる。しかし、被告らからは上記のような主張はされていないし、視察の成果が議員活動に生かされた事実も存在せず、結局、本件各視察は、単なる海外旅行であったといえる。

(ウ) それゆえ、被告らの上記主張によっても、本件各視察の必要性が明らかにされているとはいえない。

(被告らの主張)

(1) 原告らの主張する事実は、いずれも本件各視察における支出が一般的・外形的に使途基準に違反することを示すものではないこと

ア 使途基準違反を示す一般的・外形的な事実とは、当該視察が外形的に議員らの親睦を目的とする観光旅行と評価されるとか、そもそも政務調査の目的でないことが外形的に明らかなことを示す事実を意味すると解すべきである。

イ しかし、原告らの主張する事実は、いずれも上記のような意味での事実には該当しておらず、本件支出が、使途基準に違反するということはできない。

また、仮に原告らの主張する事実をもって一般的・外形的にみて本件支出が使途基準に違反するものということができたとしても、以下に述べるとおり、本件各視察は、その目的、内容等に照らし、議員又は会派の調査研究活動として行われたことが明らかであり、何ら使途基準に違反するものでない。

(2) 立案の経緯（準備過程）について

ア 海外視察実施決定時の県政会の認識・判断

(ア) 平成21年9月8日に開催された県政会執行部会において、海外視察を実施するべく準備を進めるという方針が確認された背景の1つとして、

同年 6 月の県議会予算特別委員会において、当時の県政会会长田中敏幸議員が、西川一誠知事に対し、県政会が従前から強く求めていた福井県の中長期ビジョンの策定を改めて求めたところ、西川一誠知事が「議会にも参加いただき約 1 年をかけて策定する」旨を知事 2 期目にして初めて表明したという事情があった。

すなわち、知事が 3 年を超える中長期計画を策定する場合は「福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」第 2 条の規定により、あらかじめ議会の議決が必要とされ、そのため、県政会としても、県政全般について、長期的・大局的な観点からあるべき福井県の将来像を検討することが求められることになったのである。

そして、上記の西川一誠知事の答弁を受け、平成 22 年 12 月には、「福井県民の将来ビジョン」が策定されたところ、同ビジョンには、「地域で自分らしく老いることのできるふるさと」、「多様な環境の保全活動」、「次代に残す農村と街のたたずまい」、「低炭素の街づくり推進」、「人が行き交うアジア・ネットワークの強化」、「新時代にふさわしい都市改造」、「福井のブランド・観光新展開」などの戦略が含まれていた〔丙 122〕。県政会が、これらに関連する調査を行うことは、福井県の将来像を描く参考にする意味において、他の時期にも増して県政との明確な関連性、有用性があったものである。

(イ) 県政会は、本件各視察の実施に当たって、本件マニュアルに、海外視察実施時の留意点に関する記載があることを認識しており、かかる定めに反しないと判断した上で、海外視察を実施することを決定している。

#### [証人谷口]

このことは、本件マニュアルが平成 20 年 4 月に制定されたもので、同月から本件視察までに県会議員選挙がなかったこと及び谷口議員の証言から明らかである。

## イ 4 コース選定の経緯

### (ア) 近畿日本ツーリストへの視察計画案作成委託の内容

海外視察計画立案担当者であった谷口議員は、前記前提事実(4)ウ記載の近畿日本ツーリストへの視察計画案作成委託に際して、①実施費用は旅費規程内とすること、②航空運賃についてできる限りのコストダウンを行うこと、③視察目的に合致した知識（行政知識、専門知識など）と日本語能力を備えた通訳を確保すること（観光ガイドによる代用は認めない。）との条件を提示していた。

### (イ) 視察候補地の選定、調整について〔本件調査嘱託〕

a (a) 会派所属議員からは、「ニュージーランドの観光産業と自然環境保全の共存」、「デンマーク・スウェーデンの風力発電」、「スウェーデンの太陽光発電」、「台湾の新幹線」、「ドイツの国際見本市（越前打刃物が出展）」、「フランスのメロックス社（高浜原子力発電所のプルサーマルに用いるMOX燃料の製造委託工場）」などを視察候補地とする要望、提案があった。

(b) また、谷口議員自身の関心から提案された候補地としては、「東京都が導入を検討していたシンガポールのカジノ施設による観光誘客策」、「シンガポールの膜方式を用いた上水浄化方式」、「シンガポールの水耕栽培施設」などがあった。

(c) このほか、近畿日本ツーリストからの提案としては、「台湾の日系百貨店」があった。

b 県政会は、平成21年12月18日開催の総会においてそれまでの視察先、視察内容の検討を踏まえた4コースの提案を行い、参加者を募っているが、その後にも、具体的な視察先に関して、参加予定者の要望や意見をもとに検討が加えられている。このことは、平成21年12月18日の総会資料〔甲9の2〕、平成22年1月30日の総会

資料〔甲9の4〕、同年3月4日の事前勉強会資料〔甲9の5〕と実際の視察先〔別紙1、2〕とを対比すれば明らかである。

(ウ) 視察先選定に際して収集した資料

a 県政会が視察先選定に際して収集した資料としては、担当者であつた谷口議員の記憶に残っているだけでも、以下のものがあった。なお、これらが選定において参考にした資料の全てであるというわけではなく、谷口議員の手元に資料が残っていないので、全てを明らかにすることができないものである。

(a) 本件視察1関係

会派所属議員から提供を受けたインターネットからの資料。近畿日本ツーリストから提供を受けたクライストチャーチの都市作りに関する資料。

(b) 本件視察2関係

近畿日本ツーリストから提供を受けた台北ビッグタワーのパンフレット及び新幹線の資料。

(c) 本件視察3関係

谷口議員が前年度に視察した際の資料。近畿日本ツーリストから提供を受けたデンマークの風力発電の資料。

(d) フランス・オランダ・ドイツ

会派所属議員から提供を受けたドイツ見本市の資料。

b 前述のとおり、上記の資料が視察先選定に際して収集した資料の全てではなく、県政会は、視察先選定に当たり、個々の議員の研究テーマや関心事項に基づく要望、提案を聴取しているので、個々の議員が、具体的な視察先を要望、提案を行う以前に、それぞれに調査を行っている。

(エ) フランス・オランダ・ドイツ視察が見送られた経緯

主要な視察先であったドイツの国際見本市（越前打刃物が出展）の開催期間が2月上旬であり、県議会の2月定例議会直前の時期であったことから、議員の日程調整が困難となり、実施が見送られたものである。

かかる事実は、県政会において、県政との関連性を考慮して視察先を選定していたことを裏付けるものであり、本件各視察が調査研究活動として企画立案されたことの証左の1つである。

(オ) 原告らの主張について

- a 本件各視察は予算消化目的で駆け込み的に実施されたものでないこと

視察先の選定に一定の時間を要することは当然であり、年度の半ばである平成21年10月に政務調査視察を実施することが合意され、その約2か月後に視察先が決定されたことを捉えて、年度内の予算消化を意図したとか、駆け込み的に実施されたと評価することはできない。

- b 視察先決定前に海外視察の実施が決定されたことについて

会派所属議員の調査研究活動を充実させ、会派としての政策立案能力・審議能力を高めることを目的として、会派として海外視察を実施する方針を決めた上で、具体的な視察先等については、多岐にわたる県政の課題やそれに対する会派所属議員の各議員活動における関心のあり方などを踏まえ、上記目的をよりよく達成するものを選択するという手順を採用したからといって、その結果実施されることとなった本件各視察が県政との関連性が乏しい観光旅行であったということにはならない。

(3) 本件各視察の目的、その有用性及び補充性について

- ア 本件各視察の目的及び有用性は、別紙1及び2に記載したとおりである。本件各視察の目的は十分に明確であり、少なくとも、そのように判

断した県政会の判断が明らかに不合理であることを示す事実はない。

本件各視察当時、福井県議会には、総務教育、厚生、産業、土木警察の常任4委員会のほか、予算特別委員会、新幹線・地域鉄道調査特別委員会、原子力発電特別委員会、行財政構造改革特別委員会及び経済・雇用対策特別委員会の各特別委員会が設置されており、新幹線・地域鉄道調査特別委員会には「新幹線建設促進及び地域鉄道活性化のための調査に関するこ」が、原子力発電特別委員会には「原子力発電に係る諸課題（エネルギー研究開発拠点化計画を含む）についての調査に関するこ」が、経済・雇用対策特別委員会には「不況対策及び雇用対策に対する調査に関するこ」がそれぞれ付託されていた。〔乙15〕

よって、県政会が、これらの事項に関連する調査を行うことは、県政との明確な関連性・有用性があった。

イ 本件マニュアルは、調査目的等の明確性を求めているのみで、補充性（国内視察によっては調査目的を達成できないこと）は求めていないが、念のため述べておくと、本件視察1の視察先には、最優秀地方自治体を意味するバートルズマン賞を受賞したクライストチャーチ、環境政策と観光政策の一元的な実施で知られるマウントクック国立公園管理事務所等が、本件視察2の視察先には、市街地再開発の成功事例として知られる台北市の再開発地区、国内にはない大規模な膜方式による浄化設備を備えるニューウォータービジターセンター等が、本件視察3の視察先には、先進的な福祉政策で知られるネストヴェ市役所、国内にはない大規模な風力発電施設であるミドルグロン洋上風力発電所、先進的環境都市として知られるハンマルビー再開発地区等がそれぞれ選択されていることからすれば、本件各視察が、都市政策、交通政策、福祉政策、環境政策、観光政策等に関する世界的な先進地の視察を目的として企画、実施されていることを容易にうかがうことができる。

#### (4) 本件各視察後の議員活動

ア ニュージーランド視察に参加した笹岡一彦議員は、平成22年6月に福井県で開催されたAPEC環境エネルギー相会議において、ニュージーランド視察の経験をいかして、ニュージーランド政府要人との交流の機会を得、そこからニュージーランド産品と福井県産品との交流を実現させた。

また、平成24年3月1日、ニュージーランド視察で得られた知見及び問題意識をいかして、県議会において自然保護政策に関する提言及び質問を行い、担当部長から答弁を引き出した。〔丙110, 114, 115〕

イ デンマーク・スウェーデン視察に参加した鈴木宏紀議員は、平成23年2月22日、デンマーク・スウェーデン視察で得られた知見及び問題意識をいかして、県議会において高齢者福祉政策に関する提言及び質問を行い、知事や担当部長から答弁を引き出した。〔丙111ないし113〕

ウ なお、視察の成果というものは多岐にわたるものであり、視察に参加した会派所属議員のその後の議員活動に直接、間接に影響を与えるものである。たとえば、県の将来ビジョンの様な中長期計画だけでなく、単年度の施策の検討においても、県の将来を見据えた、より大局的な観点からの議案の賛否の判断に影響を及ぼすものである。よって、視察の成果のその後の議員活動への影響を網羅して主張することは不可能であるし、また、視察後の成果の有無をもって本件支出の使途基準適合性を判断することも適当ではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（政務調査費の使途基準適合性の判断基準）について

(1) 地方自治法100条14項、15項の規定する政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される（最高裁判所平成

17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁、同平成25年1月25日第二小法廷判決・裁判所時報1572号42頁参照)。

(2) 地方自治法100条14項は、政務調査費を議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定するにとどまり、政務調査費の交付の対象、額、交付の方法及び経費の範囲は、条例で定めることとしているが、これは、各地方公共団体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものと解される。そうすると、政務調査費に係る支出の適否は、上記法の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記法の趣旨に則って定められているときには、それらの定めに基づいて判断されるべきである。

県政会は、本件各視察に要した費用の使途項目を調査研究費、費用内容を交通費・宿泊費としているから(前記前提事実(9))、本件支出は、地方自治法100条14項を受けた本件条例10条、本件規程別表第1所定の「調査研究費」中、「交通費・宿泊費」として支出されていることになる。本件条例及び本件規程の定める使途基準は政務調査費の交付を認めた地方自治法100条14項にいう議員の調査研究に資するため必要な経費の内容を具体化したものであって、地方自治法の趣旨に反しないことは明らかであるから、政務調査費に係る支出の適否は、本件条例及び本件規程の定めに従って判断されるべきこととなる。本件規程別表第1は、調査研究費は、「会派が行う福井県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費」であることを要件としており(前記前提事実(3))、これは、福井県の事務及び地方行財政と合理的関連性を有する調査研究活動に限って調査研究費の支出を許容する趣旨であると解される。

(3) 会派の活動が福井県の事務及び地方行財政と合理的関連性を有している調査研究活動といえるか否かの判断に当たっては、(1)に掲示した制度趣旨に加

え、議会の審議事項は多岐にわたり、その調査方法は多様なものが想定されること、会派の行う調査研究の内容を執行機関が審査し、介入することは、地方自治法が議会に各種の調査権を付与した趣旨に合致しないこと、本件条例は議長及び知事のいずれもが収支報告書等の提出ないし送付を受けることとしているものの、議長はその内容を調査することとするのに対し、知事はこれらの内容を審査することとしていること、本件使途基準が、会派の調査研究費について、「調査委託費、交通費、宿泊費等」といった抽象的な例を挙げるにとどまっていることを考慮しなければならないのであって、これらは、いずれも、本件条例及び本件規程が、議会の審議能力向上のために、調査研究費を用いて具体的にどのような調査を行うかについて、第一次的には、選挙民の負託を受けた議員により構成される会派の良識に基づく判断に委ねていることを裏付けるものである。

そうすると、会派の活動が福井県の事務及び地方行財政と合理的関連性を有している調査研究活動といえるか否かの判断に当たっては、当該会派の活動の目的や内容を主要な考慮要素とするべきであり、これらに照らして、その活動が福井県の事務及び地方行財政、すなわち県政と合理的関連性を有しない場合には、本件使途基準に適合しない支出であると判断すべきである。ここで主要な考慮要素とされる目的や内容は、具体的にどのような調査を行うかが第一次的には会派の良識に基づく判断に委ねられていることからすると、当該活動から客観的に把握されるものをいい、目的及び内容についての会派ないし議員の自覚の有無及び程度、説明の巧拙、活動前の準備状況や活動後の行動如何によって左右されないと解するのが相当である。また、調査研究費が税金によって賄われていることからすると、有用性や必要性が明らかに欠けている場合に調査研究費の支出が許容されると解するのは相当ではなく、このような場合には調査研究活動と県政との間の合理的関連性が否定されると解すべきであるが、ここでいう有用性や必要性は、視察の目的や内

容が県政に係る議員活動に直ちに役立つことや、当該目的を達するためには海外視察によるほかないことまで意味するものではない。

なお、原告らは、本件マニュアルに、調査研究費の支出のうち国外への視察等に関し特に明確な調査目的と有用性が求められる旨の記載があるところ、この記載に法規範性が認められるなどと主張するが、これらの記載は、調査研究費が納税者の経済的負担によって賄われていること及び国外への視察等が一般に多額の費用を要することから、会派ないし議員が目的及び有用性について特に的確な説明をする必要があるとの政治的義務を表したものと解すべきであり、目的や有用性についての検討が不十分であったり、説明が拙劣であった場合等に調査研究費の支出が直ちに本件使途基準に反し、不当利得返還義務が発生することになる趣旨であるとは解されない。

## 2 爭点(2)（本件支出の使途基準適合性）について

県政と関係のない調査目的を掲げた海外視察が実施されることはほとんど考えられないから、上記1において説示した会派の活動と県政との間の合理的関連性を判断するに当たっては、海外視察の目的が県政と合理的関連性を有しているか否かに重点を置くのではなく、視察の内容が県政と合理的関連性を有しているか否か、視察目的と視察内容との間に整合性があるか否かについて検討し、加えて、上記有用性や必要性が明らかに欠けるところがないかも考慮しなければならない。

### (1) 本件視察1について

ア 証拠〔乙3、丙1ないし22、98ないし101、証人笠松〕によれば、本件視察1は、主として、都市政策（クライストチャーチ）、観光及び環境保護（マウントクック、クイーンズタウン、ミルフォードサウンド）、港湾（オークランド港、オークランド海洋博物館）に関する政策立案の参考とすることを目的として実施されたものと認められる。

イ 証拠〔乙3、丙1ないし22、98ないし101、証人笠松〕によると、

本件視察1の視察内容は以下のとおりであったことが認められる。

(ア) クライストチャーチ

a 日時

平成22年3月25日 午後2時から午後3時30分

b 内容

広報担当のミリンダ・ペイリス氏から、住民意識調査結果の活用方法、都市の環境整備、特に公園施設の運営方法に加え、海外の留学生を積極的に受け入れ、市の職員が多国籍である、犯罪が少ないなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

また、市役所訪問の前後に、「ガーデン・シティ」と言われる同市の住宅及び公園の配置並びに公園及び道路の整備状況等を視察した。

(イ) マウントクック国立公園

a 日時

平成22年3月26日 午前11時から午後2時まで

b 内容

政府自然保護局チーフレンジャー監督官のリチャード・マクナマラ氏から、同保護局の管理事務所において、マウントクック国立公園における自然保護と観光を共存させるための取組について説明を受けた。具体的には、政府自然保護局による一元管理以前の状況と一元化後の成果、道路や観光客向けの施設の建設と自然・景観に対する配慮のあり方、観光と自然保護の共存において苦労していることなどについて説明を受け、質疑応答を行った。

また、管理事務所訪問の前後に同国立公園内の道路や観光客向けの施設の建設状況や周辺地域において山岳地帯から流れ出る水を有効利用するための運河の整備状況などを視察した。

(ウ) クイーンズタウン

a 日時

平成22年3月27日

b 内容

キーウィー・バードライフ・パークの園長であるポール・ウィルソン氏及び生物学博士のブリジッド・ベイニー氏から、キーウィー・バードライフ・パークの設立経緯、国鳥キーウィーの生態、政府自然保護局によるキーウィーの外敵駆除や人工ふ化、人工飼育などの種々の保護政策の説明を受けるとともに、自然環境保護における環境保護省と民間自然保護団体との連携のあり方などについて説明を受け、質疑応答を行った。

(エ) ミルフォードサウンド

a 日時

平成22年3月28日

b 内容

株式会社リアル・ジャーニー社オペレーション・マネージャーのアンガス・スマール氏及び自然ガイドのブレア氏から、ミルフォードサウンドにおいては、国立公園内の自然保護のため、徹底した保護政策が実施されている、これを推進するため、環境保護省と企業が連携し、企業に国立公園内での営業について優遇措置を与える一方で、国立公園内のみならず国全体の環境保護活動の義務付けを行うなどの施策が実施されているといった説明を受けた。具体的には、政府自然保護局の監督下で一定の条件を満たす企業だけが国立公園内での営業資格を与えられる制度があること、資格企業に課される義務の内容などについて説明を受け、質疑応答を行った。

(オ) オークランド港、オークランド海洋博物館

a 日時

平成22年3月29日

b 内容

オークランド港に関する行政等の専門知識を有する通訳である木村良子氏、オークランド海洋博物館マネージャーのフィリップ・マクゴーエン氏及びジーン・フォード氏から、オークランド港のハラウキ湾側は、近年、外洋貿易港として整備された港湾である、マヌカウ湾側はヨットレースの開催や海洋レジャーなど入り江を利用した観光政策を展開している、市民挙げてのヨットハーバーの環境保護活動を行っているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

ウ 上記認定に係る視察目的、視察内容ともに県政と合理的関連性があり、視察目的と視察内容の間の整合性も認められる。また、有用性、必要性が明らかに欠けるとはいえないから、本件視察1は県政との間に合理的関連性が認められる調査活動であるといえる。原告らが本件視察1に関し縷々主張するところは、いずれも会派ないし議員の自覚の有無及び程度、説明の巧拙、活動前の準備状況、活動後の行動に関するもの又は上記有用性、必要性に関する事情にとどまるのであって、上記認定を左右するものではない。

(2) 本件視察2について

ア 証拠〔丙23ないし54、102ないし106、証人谷口〕によれば、本件視察2は、主として、都市政策（台北再開発地区（新光三越百貨店）、台北アリーナ、ホライズンヒルズ社、シンガポールシティギャラリー）、観光（桃園駅、中華航空、リゾートワールドセントーサ、マリーナベイサンズ）、農業（ニューウォータービジターセンター、水耕栽培施設オーファーム）に関する政策立案の参考とする目的として実施されたものと認められる。

イ 証拠〔乙4、丙23ないし54、102ないし106、証人谷口〕によ

ると、本件視察2の視察内容は以下のとおりであったことが認められる。

(ア) 新光三越百貨店

a 日時

平成22年3月21日

b 内容

台北再開発地区に位置する新光三越百貨店副店長の歐國龍氏から、中心市街地における百貨店の現状について、ビッグタワー101（觀光スポット及びビジネス街）と新光三越百貨店（商業スポット）の相乗効果、新光三越百貨店前及びビッグタワーと新光三越百貨店の間の各広場とその活用状況の説明や、新光三越百貨店の日本型接客マナーなどが地域の活性化・賑わい創出の効果を生んでいるとの説明を受け、質疑応答を行った。

(イ) 桃園駅

a 日時

平成22年3月21日

b 内容

桃園駅副駅長の洪振昌氏から、日本の新幹線に関する技術が台湾においても高い評価を受けている、運行情報の見やすさや構内での動線のわかりやすさ、台湾国際空港利用者にとっての利便性が図られているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

(ウ) 台湾観光協会

a 日時

平成22年3月22日

b 内容

台湾観光協会日本組組長の戚国福氏から、日本との観光交流の現状（訪日台湾人旅客の状況、福井県の認知度、今後の誘客政策など）に

についての説明を受け、質疑応答、意見交換を行うとともに、福井県の観光アピール（あわら温泉、恐竜博物館）を行った。

(エ) 台北アリーナ

a 日時

平成22年3月22日

b 内容

台北大衆捷運股份有限公司の台北アリーナ副主任の張瑞菁氏から、施設の利用状況、課題及びソーラーシステムによる発電の状況などについて説明を受けるとともに、中心市街地における集客施設についての意見交換を行った。

(オ) 中華航空

a 日時

平成22年3月22日

b 内容

客運営業部の經理である郝光復氏及び副理である羅俊英氏から、運行状況及び経営状況について説明を受けるとともに、福井県が空の玄関口と位置づけている小松空港へのチャーター便や定期便の就航可能性、台湾人旅行客のニーズなどについて聴取し、意見交換を行った。

(カ) ニューウォータービジターセンター

a 日時

平成22年3月23日

b 内容

広報担当者から、シンガポールにおける水資源の状況や浄水浄化の濾過方式におけるUF膜やMF膜の膜処理施設の状況、シンガポールでは、上水の50パーセントがマレーシアからパイplineで送られてくる原水を日本企業が製造したUF膜やMF膜で浄化して配水して

いることなどについて説明を受け、質疑応答を行った。

(キ) リゾートワールドセントーサ

a 日時

平成22年3月23日

b 内容

現地視察を行った上で、行政等に関する専門知識を有する通訳である相原知子氏から、リゾートワールドセントーサが、シンガポールの総合的かつ長期的な都市計画に基づき、観光政策の目玉として建設された施設であること、施設の存在が地域に与える影響、カジノの地域住民に与える影響に配慮した各種施策などについて説明を受け、質疑応答を行った。

(ク) ホライズンヒルズ社（住宅団地建設企業）

a 日時

平成22年3月23日

b 内容

ホライズンヒルズ社の担当者シンイ・チア氏から、シンガポール国民の住宅を国境を越えてマレーシアで提供するという住宅団地建設の状況や、シンガポールの都市住民をマレーシアに居住させることに成功したとされるゴルフ会員権付き住宅について説明を受け、質疑応答を行った。

(ケ) 水耕栽培施設オーファーム

a 日時

平成22年3月24日

b 内容

水耕栽培施設の担当者から、シンガポールにはそもそも農業に適した土地がなく、そのため狭い土地を生かして栽培できる水耕栽培の技

術に優れ、世界的にも先進的な取組を行っている、賃金面のコストと大量の水の確保が課題であるなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

(コ) シンガポールシティギャラリー

a 日時

平成22年3月24日

b 内容

担当者から、シンガポールの都市計画のコンセプトや、シンガポールが大都市に発展した過程、成果、緑や文化遺産を維持してきた都市計画のあり方、国民の都市計画に対する意識のあり方について説明を受け、質疑応答を行った。

(サ) マリーナベイサンズ

a 日時

平成22年3月24日

b 内容

マリーナベイサンズのシニアセールスマネージャーであるケネス・レオン氏及びセールスマネージャーであるハンナ・グエン氏から、コンベンション施設やホテルなどの一体的な開発状況や、シンガポールの観光産業が長期的に経済、雇用を支えている、日本企業が工事のため多数進出しているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

ウ 上記認定に係る視察目的、視察内容とともに県政と合理的関連性があり、視察目的と視察内容の整合性も認められる。原告らが本件視察2に関し縷々主張するところの多くは会派ないし議員の自覚の有無及び程度、説明の巧拙、準備状況、活動後の行動に関するものであるものの、台北が大都市であり、シンガポールも同様の都市国家であり、両都市の人口密度も福井とは比べものにならないほど高く、福井県とは全く異なる特色を有するこ

とは原告らが指摘するとおりである。このような都市において得られた都市政策、農業に関する情報が今後の県政にとって有用性を持ち得るかについては甚だ疑問といわざるを得ない。ただ、日本との交流の現状等の観光についての情報については県政にとっての有用性は直ちにこれを否定し難いから、上記有用性が明らかに欠如しているとまではいえない。また、必要性が明らかに欠けているともいえない。そうすると、本件視察2は県政との間に合理的関連性が認められる調査活動であるといえる。

(3) 本件視察3について

ア 証拠〔乙5、丙55ないし97、証人田村〕によれば、本件視察3は、主として、高齢者福祉（ネストヴェ市役所、ストックホルム市営デイアクトィビティセンター）、都市政策（ストックホルム、ハンマルビー再開発地区）、環境エネルギー（環境エネルギー事務所、ミドルグロン洋上風力発電所）に関する政策立案の参考とする目的として実施されたものと認められる。

イ 証拠〔乙5、丙55ないし97、証人田村〕によると、本件視察3の視察内容は以下のとおりであったことが認められる。

(ア) ネストヴェ市役所

a 日時

平成22年3月24日

b 内容

市役所職員のバージッド・エト一氏及び高齢者福祉施設「シドボレン」の職員であるメテ氏から、ネストヴェ市はデンマークでも特に介護分野が充実している、市独自で様々な施策を実施している、国民に福祉国家の理念が深く浸透している、施設の職員は入所者のアイデンティティを尊重して仕事をしているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

(イ) 環境エネルギー事務所、ミドルグロン洋上風力発電所

a 日時

平成22年3月25日

b 内容

ミドルグロン洋上風力発電所を運営しているNPO法人コペンハーゲン環境エネルギー事務所のニールズ・ランド氏から、同事務所が市から委託を受けている環境政策の内容や、同事務所が発電所建設のように専門的ノウハウが必要とされる大規模公共事業から、ゴミの減量化のように市民生活に密着した事業まで、幅広い活動を行っているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

なお、同事務所を視察後、COP15（第15回国連気候変動枠組条約締約国会議）の会場となった国際会議場ベラ・センターの視察も行った。

(ウ) ストックホルム市営デイアクトビティセンター

a 日時

平成22年3月26日

b 内容

テルス余暇センターの副責任者アニカ・フリーべリー氏、実習生のフレデリカ氏から、介護予防を目的とした同センターの概要及び同市における介護行政の考え方について、同センターは、単に要介護状態にならないためのカリキュラムを提供する場ではなく、高齢者が新たな生活価値を生み出す場として位置付けられている、スウェーデンにおいても高齢化社会が進展しており、高齢者福祉政策に対する予算が限られていることから、対処療法的施策から介護予防に軸足を置いた施策への転換を図っているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

(エ) ストックホルム

a 日時

平成22年3月27日

b 内容

ストックホルムの公共交通機関の視察を行った上で、行政等に関する専門知識を有する通訳の岡本尚子氏から、公共交通機関の共通チケット制や同一の乗降ホームの利用などによる公共交通機関の一元管理が図られているなどといった説明を受け、質疑応答を行った。

(オ) ハンマルビー再開発地区

a 日時

平成22年3月27日

b 内容

ハンマルビー再開発地区及び環境情報センター「グラスフーセット」の視察を行った上、行政等に関する専門知識を有する通訳である岡本尚子氏から、ハンマルビー再開発地区の開発コンセプトが「環境都市の確立」で、同コンセプトに基づいて廃棄物の焼却時に出る廃熱の発電利用、下水道汚泥の堆肥利用、処理水のリサイクルなど、「ハンマルビー・サイクル」と称される各種政策が推進されているなど、環境に配慮した街作りが行われている旨の説明を受けた。

ウ 上記認定に係る視察目的、視察内容ともに県政と合理的関連性があり、視察目的と視察内容の間に整合性も認められる。また、有用性、必要性が明らかに欠けるとはいえないから、本件視察3は県政との間に合理的関連性が認められる調査活動であるといえる。原告らが本件視察3に関し縷々主張するところは、いずれも会派ないし議員の自覚の有無及び程度、説明の巧拙、準備状況、活動後の行動に関するもの又は上記有用性、必要性に関する事情にとどまるのであって、上記認定を左右するものではない。

(4) 朝食代、夕食代について

ア 証拠〔甲5ないし7〕によると、本件各視察における費用内訳は次のとおりであったと認められる。

(ア) 本件視察1

① 航空代金（成田・オークランド間往復 ビジネスクラス）

$$49万8000円 \times 6名 = 298万8000円$$

② 航空代金（ニュージーランド国内移動 3回）

$$7万2800円 \times 6名 = 43万6800円$$

③ 航空代金（日本国内 小松・羽田間 クラスJ）

$$2万5100円 \times 6名 = 15万0600円$$

④ 航空代金（日本国内 成田・小松間）

$$2万4100円 \times 6名 = 14万4600円$$

⑤ 宿泊代金（クライストチャーチ2泊 朝食付き）

$$2万2000円 \times 6名 = 13万2000円$$

⑥ 宿泊代金（クイーンズタウン2泊 朝食付き）

$$2万4000円 \times 6名 = 14万4000円$$

⑦ 宿泊代金（オークランド1泊 朝食付き）

$$1万1500円 \times 6名 = 6万9000円$$

⑧ 移動費用（日本国内 羽田・成田間 バス）

$$3000円 \times 6名 = 1万8000円$$

⑨ 移動費用（ニュージーランド国内 バス）

$$18万8500円 \times 6名 = 113万1000円$$

⑩ 現地ガイド費用（ガイド・通訳・コーディネート費用）

$$8万7000円 \times 6名 = 52万2000円$$

⑪ 入場料・乗船料（ミルフォードサウンド・海洋博物館）

$$7000円 \times 6名 = 4万2000円$$

⑫ 食事代金（夕食5回分）

$$2万5000円 \times 6名 = 15万0000円$$

⑬ 渡航書類代行費用（出入国書類作成費）

$$4200円 \times 6名 = 2万5200円$$

⑭ 空港送迎代金（県庁・小松空港間往復 送迎代金）

$$5万5500円$$

⑮ 空港税・燃油サーチャージ

$$2万4790円 \times 6名 = 14万8740円$$

⑯ 振込手数料

$$525円$$

(イ) 本件観察2

① 航空代金（中部国際空港・台湾間往復 ビジネスクラス）

$$27万9090円 \times 2名 = 55万8180円$$

② 空港税・燃油サーチャージ（台湾・シンガポール）

$$1万1030円 \times 2名 = 2万2060円$$

③ 航空代金（中部国際空港・シンガポール間往復 ビジネスクラス）

$$51万7730円 \times 2名 = 103万5460円$$

④ 空港税・燃油サーチャージ（シンガポール）

$$1万7930円 \times 2名 = 3万5860円$$

⑤ 移動費用（日本国内 福井・中部国際空港間往復 電車）

$$1万5420円 \times 2名 = 3万0840円$$

⑥ 宿泊代金（中部国際空港前泊分 朝食付き）

$$6400円 \times 2名 = 1万2800円$$

⑦ 専用車・ガイド費用（台湾）

$$8万4000円$$

⑧ 通訳費用（台湾、6時間+8時間）



8万0000円

⑨ 宿泊代金（台湾1泊 朝食付き）

1万1500円×2名= 2万3000円

⑩ 食事代金（台湾、夕食1回分）

5000円×2名= 1万0000円

⑪ 観察費用（ガイド、実費）

新光三越百貨店 1万0000円

台北アリーナ 2万0000円

中華航空 5000円

台湾観光協会 5000円

観察手配代行費用 5000円

⑫ 専用車・ガイド費用（シンガポール）

16万8000円

⑬ 通訳（シンガポール、8時間+8時間）

19万0000円

⑭ 宿泊代金（シンガポール3泊 朝食付き）

3万5400円×2名= 7万0800円

⑮ 宿泊代金（シンガポール1泊 朝食付き）

1万1800円×2名= 2万3600円

⑯ 食事代金（シンガポール、夕食2回分）

1万1000円×4名= 4万4000円

⑰ 観察費用（ガイド、実費）

ホライズンヒルズ社 4万2000円

ニューウォータービジターセンター 2万2000円

シンガポールシティギャラリー 2万6000円

オーファーム 3万0000円

視察手配代行費用 1万0000円

⑯ 端数処理による値引き

△200円

(ウ) 本件視察3

① 航空代金（成田・デンマーク間往復 ビジネスクラス）

52万3030円×4名=209万2120円

② 航空代金（小松・成田間往復）

2万4100円×4名= 9万6400円

③ 空港税・燃油サーチャージ

2万8970円×4名= 11万5880円

④ 移動費用（福井・成田間 電車）

2万2580円×4名= 9万0320円

⑤ 専用車・ガイド費用（デンマーク）

53万5548円

⑥ 通訳（デンマーク、8時間+4時間）

21万2088円

⑦ 宿泊代金（デンマーク3泊 朝食付き）

4万4550円×4名= 17万8200円

⑧ 食事代金（デンマーク、夕食3回分）

1万5390円×4名= 6万1560円

⑨ 視察費用（ガイド、実費）

ネストヴェ市・福祉施設 9万4500円

視察手配代行費用 1万7552円

⑩ 専用車・ガイド費用（スウェーデン）

54万3240円

⑪ 通訳（スウェーデン、4時間）

8万9372円

⑫ 宿泊代金（スウェーデン2泊 朝食付き）

3万0240円×4名= 12万0960円

⑬ 食事代金（デンマーク、夕食×2）

1万0260円×4名= 4万1040円

⑭ 観察費用（ガイド、実費）

環境エネルギー事務所・ミドルグロン海上風力発電所

13万5000円

デイアクティビティセンター

8万1000円

バイオガスバス乗車 9452円

観察手配代行費用 3万5100円

⑮ 端数処理による値引き

△132円

⑯ 振込手数料 525円

イ そうすると、本件支出には、県政会が本件各視察を実施するに当たり要した旅費、宿泊費のほか、本件各視察中の朝食代、夕食代（以下「食事代」という。）が含まれていると認められる。本件においては、こうした食事が福井県の事務及び地方行財政と合理的関連性を有することをうかがわせる事情があるとは認められず、本件支出のうち、食事代に充てられた部分については、本件使途基準の調査研究費の支出に該当せず、また、本件使途基準の他の項目の支出に該当するものでもないから、本件使途基準に適合しない支出であるというべきであり、このことは、本件各視察 자체が県政と合理的関連性があること、食事が本件各視察の日程の中でとられたものであることによって左右されるものではない。

ウ 以下、本件各視察において食事代に充てられた金額について検討する。

なお、本件各視察では、朝食代が宿泊費に折り込まれて計上されているため、正確な朝食代の金額は不明であるが、宿泊費の金額に照らすと、1食あたりの朝食代は少なくとも1000円を下らないと認めるのが相当である。

#### エ 本件視察1

ア(ア)⑤ないし⑦によれば、本件支出には、3万円相当の朝食代が含まれていると認められる。

また、ア(ア)⑫によれば、本件支出には、15万円の夕食代が含まれていると認められる。

#### オ 本件視察2

ア(イ)⑥、⑨、⑭、⑮によれば、本件支出には、1万2000円相当の朝食代が含まれていると認められる。

また、ア(イ)⑩、⑯によれば、本件支出には、5万4000円の夕食代が含まれていると認められる。

#### カ 本件視察3

ア(ウ)⑦、⑫によれば、本件支出には、2万円相当の朝食代が含まれていると認められる。

また、ア(ウ)⑧、⑬によれば、本件支出には、10万2600円の夕食代が含まれていると認められる。

#### キ 小括

(ア) 以上によれば、本件支出には、食事代合計36万8600円が含まれており、かかる費用について政務調査費を充てることは使途基準に適合しない。

(イ) また、視察先での食事代が、原則として、調査研究費に該当しないとされていることは、本件マニュアルの記載からも明らかであるところ（本件マニュアル30頁「①執行上の留意点」、「②経理上の留意点」）

参照），県政会が，本件マニュアルの内容を踏まえて本件各視察を実施したと主張していること（争点(2)に係る（被告らの主張）(2)ア(イ)参照）を考慮すると，県政会は，本件支出のうち，上記食事代が本件使途基準に適合しないことを知っていたと認められる。

3 以上によれば，県政会は，本件支出のうち36万8600円について法律上の原因なく利得しているものであり，かつ，そのことについて悪意であると認められるから，本件請求は，原告らが，被告に対し，県政会に36万8600円及びこれに対する平成23年1月14日から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息を請求するよう求める限度で理由があり，その余は理由がない。

なお，被告は，本件支出のうち2000円については，県政会から被告に既に返還されているとして，本件訴えの一部につき訴えの利益がないと主張するが，被告の主張する事実は，原告らが被告に行使を求める不当利得返還請求権の存否に関わるものであり，訴えの利益の問題ではないから失当である。

#### 第4 結論

よって，原告らの請求は，主文の限度で理由があるからその限度で認容し，その余は理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 樋 口 英 明

裁判官 千 葉 健 一

裁判官 坂 井 唯 弥

台灣・シンガポール

二二一

## デンマーク・スウェーデン

月・日	時間	訪問・接続先	調査目的	有用性(卓の事務との関連)	摘要内容	備考
3月24日	午前	(訪問) 施設 スウェーデン市役所	（訪問）福井県の施設、特に社会福祉施設を訪問して、施設課題への取り組み状況を把握する。また、スウェーデン市役所を訪問して、同市の市長が民間に提供している福祉サービスの実態や課題を調査。今後の福井県の福祉政策等の参考とする（乙、丙、118[1頁]、田村社員2頁）。	福井県は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行っている（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	西日本では福利厚生を中心とした時間にわたり説明を受けて資料を添付して貰った（内、乙25頁）。1ヶ月が短いと不足してしまい、日本の立派に整備された施設を評価する（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	平成23年度6回定期例会議会において（本件折衝）、経営者による現地視察も実施され、意見交換セミナーの問題点や今後の福井県の取り組みについて意見交換を行つた（丙、111頁）。
3月25日	午後	(接続) 福祉施設 高齢者福祉施設 シドボーン	（訪問）高齢者福祉施設 シドボーン	シドボーンは西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行っている（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	シドボーンは西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行っている（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	高齢者施設入所者の意見を聞き、施設運営についてデータ収集を行つた（丙、113頁）。高齢者に対する福祉サービスのあり方には施設の重要な課題であった。
3月26日	午前	コペンハーゲン(北欧ネルギー革新エネルギー研究所)(NPO)	（訪問）福井県 北欧ネルギー革新エネルギー研究所(NPO)	北欧政策の先進国であるデンマークの自然エネルギー政策のありかたについて、ヨーロッパの資源を最大限に利用するための政策を含めて、田村社員2頁）。	北欧政策は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	北欧政策は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。
3月26日	午後	ミドルグロン洋上発電所	（訪問）北欧ネルギー革新エネルギー研究所(NPO)	北欧政策の先進国であるデンマークの自然エネルギー政策のありかたについて、ヨーロッパの資源を最大限に利用するための政策を含めて、田村社員2頁）。	北欧政策は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	北欧政策は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。
3月26日	午前	スウェーデンへ移動				
3月26日	午後	(訪問) 市場 スウェーデン市 公共交通機関	（訪問）福井県 市場 スウェーデン市 公共交通機関	福井県は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	福井県は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。	福井県は西欧化が進んでおり、県民はヨーロッパも含め自然環境に対する意識が高く、地域で自己主導的行動を行つた（内、乙22頁）。そこでこのできるだけ多くの資源を活用して、地域で自分として、年に一度の祭典で、田村社員2頁）。
3月27日	午前	スウェーデン市 公共交通機関	（訪問）福井県 市場 スウェーデン市 公共交通機関	北欧新幹線と鉄道網に向けた福井県の開拓案を調査して、福井市を中心とした市街地の公共交通機関のあり方が現段階の実情とどうしていること、たひたひ元々大手企業でもどりあがめられている公的鉄道である。	北欧新幹線と鉄道網に向けた福井県の開拓案を調査して、福井市を中心とした市街地の公共交通機関のあり方が現段階の実情とどうしていること、たひたひ元々大手企業でもどりあがめられている公的鉄道である。	北欧新幹線と鉄道網に向けた福井県の開拓案を調査して、福井市を中心とした市街地の公共交通機関のあり方が現段階の実情とどうしていること、たひたひ元々大手企業でもどりあがめられている公的鉄道である。
3月27日	午後	ハンマルビー再開発地区	（訪問）福井県 ハンマルビー再開発地区	福井県などを中心とする小規模な事が集まつており、土地開発が進んでおり、車両などは運搬して、福井市などの開拓案を実現し、今後の福井県の開拓案の参考となる（乙、丙、118[7頁]）。	福井県などを中心とする小規模な事が集まつており、土地開発が進んでおり、車両などは運搬して、福井市などの開拓案を実現し、今後の福井県の開拓案の参考となる（乙、丙、118[7頁]）。	福井県などを中心とする小規模な事が集まつており、土地開発が進んでおり、車両などは運搬して、福井市などの開拓案を実現し、今後の福井県の開拓案の参考となる（乙、丙、118[7頁]）。

## 台湾・シンガポール観察（平成22年3月20日～25日）

日付	時間帯	視察先	視察目的	説明担当者	視察結果	持ち帰った資料等	備考
3月20日	全日	新光三越百貨店訪問	再開発の成功事例の実態調査	新光三越百貨店副店長 戴國龍（オウ・コクリュウ）氏 (丙2-3、谷口証人9頁、乙4の1枚目)	①2つの中核施設（ピツツグタワー10-1と新光三越）の相乗効果が活 用され、商業が各種イベントス ペースとして活用されていることが賑わい創出にとって重要性である という点が、福井における中心市街地活性化の方策を考えるうえで参考 になった（谷口証人9頁）。	・説明担当者の名刺（丙 2-3） ・新光三越百貨店前の広 場の写真（丙2-5）	
3月21日	午後	台湾新幹線及び桃園駅視察	新幹線駅の整備状況の実態調査（谷口証人9 頁）	桃園駅副駅長 洪振昌（コウ・シンショウ）氏 (丙2-6、谷口証人10頁)	駅の整備状況が、①導線の分かりやすさ、②運行情報の見やすさ、③ 案内人の配置の点で、駅の利用者の利便性に対する配慮が行き届いてい ることを体感できたことは、新幹線開通を見据えた福井駅整備のあり方 を検討するうえで参考になった（谷口証人10頁～11頁）。	・説明担当者の名刺（丙 2-6）	
3月22日	午後	台湾観光協会訪問	旅客に有益な情報を収集（谷口証人11頁）	台湾觀光協會日本組組長 戚國富（セキ・コクフク）氏 (丙2-8、谷口証人11頁、 乙4の2枚目)	①福井県の知名度が低く、②台湾の人にとっては雪は魅力である、③ 京都に近いというのは強みになりうる、という話は、福井県への誘客策、 福井県の觀光振興策を考えるうえで参考になった（谷口証人11頁）。	・説明担当者の名刺（丙 2-8）	
3月22日	午前～午後	台北アリーナ視察	最新の体育館施設の実態調査（谷口証人11 頁～12頁）	台北大眾捷運股份有限公司 台北アリーナ副主任 張瑞智（チヨウ・ズイセイ） 氏 (乙4の3枚目)	施設を多目的化することで稼働率を上げている事例として、福井国体 開催に向けた施設整備のあり方を考えるうえで参考になった（谷口証人 12頁）。	・説明担当者の名刺（丙 3-0） ・説明担当者の名刺（丙 3-1）	
	午後	中華航空本社訪問	旅客に有益な情報を収集（谷口証人12頁）	中華航空客運營業部經理 郝光復（カク・コウフク）氏 同副理 羅俊英（ラ・シュンエイ）氏 (丙3-2、3-3、谷口証人12 頁)	台湾の人は、雪を見たいという人が多いので、寒い冬の時期に温泉と セットにした企画にはニーズがあると思われるので、そのあたりをもう 少しアピールしてはどうか、との意見をもらい、福井県への旅客機、福 井県の觀光振興策を考えるうえで参考になった（谷口証人13頁）。		
	午後	移動					

日付	時間帯	観察先	・観察目的	説明担当者	相談結果	持ち帰った資料等	備考
3月23日	午前	ウォータービジネスセンター 一況業	布臥による膜方式を採用している大規模浄水施設の実態調査（谷口証人13頁）	丘野担当者（氏名は不明） (丙3-4、谷口証人14頁)	供給水槽の大きな施設でも布臥の膜方式が採用可能であることが確認された。さわめてコンパクトな設備で大量の净水を行っていることを実際に確認することができ、将来の県内の净水設備のあり方を検討するうえで参考になった（谷口証人14頁）。	・净水設備の写真（丙3-5）	
3月23日	午後	リゾートワールドセンター サ観察	近隣地域からの家族連れ観光客誘致の実態 調査（谷口証人15頁）	相原知子氏（通訳） (丙3-6、谷口証人15頁)	ホテル、カジノおよびユニバーサルスタジオを含めて滞在時間は1時間程度で、ざっと施設を見て回り、通訳から説明を聞く程度の復素であったが、カジノが地域に与える悪影響の防止策について情報を得ることができ、県内の競艇・競輪などの公営ギャンブル施設の運営のあり方や何らかの娛樂施設による観光客誘致について検討するうえで参考になった（谷口証人15頁、谷口解説書10頁～11頁）。	・説明を担当した通訳の名刺（丙3-6） ・住宅開発地区的写真（丙3-8～4-0）	
3月24日	午後	ホライズンヒルズ社訪問 より住宅開発地区観察	マレーシアの田園地域の住宅開発に成功した事例の実態調査（谷口証人16頁） Shinyi Chia（シン・チア）氏 (丙3-7、谷口証人16頁)	ホライズンヒルズ社 Shinyi Chia（シン・チア）氏 (丙3-7、谷口証人16頁)	シンガポールへの通勤圏内の土地に、隣接ゴルフ場の会員権とのセント販売という付加価値を付けるという手法が、都市住民の福井への移住を促進する政策（新幹線ができると福井から京都まで40分、大阪まで50分）および限界集落の再生策のあり方を考えるうえで参考になった（谷口証人16頁）。	・説明担当者の名刺 ・住宅開発地区的写真（丙3-8～4-0）	
3月24日	午前	水耕栽培施設オーナー・ファー <sup>ム根経</sup>	ハウス栽培との比較で水耕栽培の長所と短所の調査（谷口証人17頁） (丙4-1、谷口証人17頁)	水耕栽培ハウス担当者（氏名は不明） (丙4-1、谷口証人17頁)	大規模な水耕栽培施設の実態がよく分かった。課題が、大量の水の確保と人件費であることも参考になった。水の豊富な福井の立地を活かせる可能性があること、空き工場の活用策になりうる可能性があることから、これから福井県の農業を考えるうえでの参考になった（谷口証人18頁）。		
3月24日	午後	シンガポールシティギャラリー観察	都市計画成功事例の実態調査（谷口証人19頁） 説明担当者（氏名は不明） (丙4-4、谷口証人19頁)	シンガポールの発展の歴史や将来的な都市計画の説明を受け、都市計画においては、徹底したゾーニングと計画に対する地域の理解が重要であることを改めて認識させられた（谷口証人19頁、谷口解説書13頁～14頁）。 ・シンガポールシティギャラリーガイド（丙4-3） ・再開発計画の模型の写真（丙4-5）	・「特徴ある都市の形成」と題する文書（丙4-2） ・シンガポールシティギャラリーガイド（丙4-3） ・再開発計画の模型の写真（丙4-5）		

日付	時間帯	観察先	「観察目的」	説明担当者	観察結果	持ち帰った資料等	備考
		マリーナ・ベイ・サンズ 銀	是新の観光開発地区の実態調査 (谷口証人 19頁、谷口陳述書14頁)	マリーナ・ベイ・サンズ シニア・セールス・マネージ ャー K e n n e t h L e o n g (ケネス・レオン) 氏 セールス・マネージャー H a n n a h N g u y e n (ハンナ・グエン) 氏 (丙46、47、谷口陳述書 19頁)	観察当時は、臨井駅西口の再開発計画もホテルの建設を前提に施設さ れており、マリーナ・ベイ・サンズにおけるコンベンション施設とホテ ルの一体的な開発の状況は、ビジネスマンや観光客を呼べるまちつくり を考える参考になった (谷口陳述書14頁)。	・説明担当者の名刺 (丙 46、47) ・マリーナ・ベイ・サン ズ ファクトシート」と 題する書面 (丙48) ・サンズ・ホテル、サン ズ・スカイハーベク ファ クトシート」と題する書 面 (丙49) ・マリーナ・ベイ・サン ズのグリーン・イニシア チブ ファクトシート」 と題する書面 (丙50) ・「マリーナ・ベイ・サン ズのファクトシート」と 題する書面 (丙51) ・マリーナ・ベイのパン フレット (丙52) ・建設中のマリーナ・ベ イ・サンズの写真 (丙5 4)	マリーナ・ベイ・サンズ は工事中のため訪問は していない。シンガポー ルシティギャラリーの 建物の中で説明を受け た (谷口証人20頁)。
3月25日	全日	移動 (帰国)					

ニューシーランド観察（平成22年3月24日～30日）

日付	時間帯	観察先	観察目的	説明担当者	観察結果	持ち帰った資料等	備考
3月24日	全日	午前	移動（出張）	クライストチャーチ市役所訪問および同市内の公園・道路の観察	先進的なまちづくりの取り組みに関する調査（笠松証人2頁） ※「自治体のノーベル賞ともいわれるハトルズマン賞の最優秀地方自治体に選ばれたクライストチャーチ市の先進的なまちづくりの取組みの実態を調査し、福井県のまちづくりの参考にする（笠松2頁、乙3の3枚目）。	クライストチャーチ市役所訪問（笠松証人2頁） ミリンダ・ペイリス氏（丙1、証人笠松3頁）	・説明担当者の名刺（丙1） ・「クライストチャーチ市概要」と題する文書（丙2） ・クライストチャーチの家庭ごみの路上収集について と題する冊子（丙3） ・公園内の植物を撮影した写真（丙5） ・道路を撮影した写真（丙6）
3月25日	午後			政府自然保護局マウントクック国立公園管理事務所訪問および同公園内の道路や建物の状況等の観察	自然環境の保護と観光を共存させる取り組みの調査（笠松証人5頁～6頁） ※環境政策部門と観光政策部門の一元化を徹底させているというのは、国内の行政ではない（笠松証人6頁）。	政府自然保護局マウントクック国立公園管理事務所チーフレンジャー監督官リチャード・マクマラ氏（乙3の4枚目、丙7、8、証人笠松6頁）	人2頁、乙3の3枚目。 住民の意識調査を、毎年1回定期的に、独立した調査機関に依頼して行い、施策に反映させるという手法や、公園内での営業と公園管理義務のバーター（一種の公設民営）という都市環境整備の手法は、福井県におけるまちづくりの手法を考えるうえで参考になった（笠松証人3頁、乙3の3枚目）。 その後、約1時間30分、市内の公園や道路を観察した。 管理が行き届いており、公園内での営業と公園管理のバーターが実際によく機能していることが確認できた（笠松証人4頁）。 まちなかの普通の公園の中に建物があるのは日本ではほとんどないが、クライストチャーチでは公園の中にレストランや歴史的な建物などが調和のとれた形で建てられていた（丙5）。公園内の一帯の敷地をベータ的に民間に貸すことで管理費を節減する手法として参考になった（笠松証人4頁）。 また、路側帯を含めて幅員が広いこと、清掃が行き届いていることも先進的なまちづくりの一端を垣間見た（丙6、笠松証人5頁）。
3月26日	全日				マウントクック国立公園を観察した時間は、3時間（乙3の4枚目）で、その内、管理事務所で説明を受けたり質疑応答をしていた時間は約1時間であった（笠松証人6頁）。 環境政策部門と観光政策部門の一元化による統合、観光客が年間35万人にものぼり、観光と自然保護の共存に苦労している話などが参考になつた（笠松証人6頁、乙3の4枚目）。 マウントクック国立公園内の建物や道路の建設の状況を観察したが、できる限り自然や景観を害さない建設の手法（建築の場所、建物の大きさ、色、形など）が採用されており、参考になった（丙9、笠松証人6頁～7頁）。	マウントクック国立公園から得られた情報は、例えば東尋坊や越前海岸などの県内の觀光地における誘客と環境保護の両立を考える参考になった（笠松証人7頁～8頁）。	・国立公園内の宿泊施設を撮影した写真（丙9） ・運河の整備状況を撮影した写真（丙10） ホテルからマウントクックまでは、バスで片道4～5時間要する（笠松証人5頁）。

日付	時間帯	観察先	観察目的	説明担当者	観察結果	持ち帰った資料等	備考
午前	移動	キーウィー・バードライフ・パーク訪問	行政と民間団体との連携による環境保護の取組みの調査（笠松証人 8 頁）	キーウィー・バードライフ・パーク園長 ボール・ヴィルソン氏	観察時間は、全体で約 2 時間であり、その内、パークの管理事務所で説明を受けたり、質疑応答をしていた時間は、約 1 時間であった。（笠松証人 8 頁）	・パークの運営状況を撮影した写真（丙 1-2）	
3月27日 午前 ~ 午後	午前	リアルジャー二社訪問およびミルフォードサウンド観察（笠松証人 9 頁）	※日本では絶滅危惧種の保護に関する本格的・専門的な取組みは国や自治体が行うのが一般的である（笠松証人 9 頁）。	生物学博士 ブリジット・ベイニー氏（丙 1-1、乙 3 の 4 枚目表・表裏）	民間の環境保護団体に並んで、行政が補助金を出す仕組み（成果を上げながらコストを縮減している）が福井県の自然保護政策を考えるうえで参考になった（笠松証人 8 頁）。		
3月28日 全日	午前	リアルジャー二社訪問およびミルフォードサウンド観察（笠松証人 9 頁）	行政と民間企業の連携による環境保護と観光の共存のありかたの調査（笠松証人 9 頁）	リアル・ジャー二社オペレーター・ショーン・マネージャー アンガス・スマール氏 自然ガイド ブレア氏（丙 1-9、20、乙 3 の 7 枚目表）	ミルフォードサウンドには、約 3 時間滞在し、その内 1 時間から 1 時間 30 分くらいは、リアルジャー二社事務所内で説明を受けたり質疑応答をしていた（笠松証人 10 頁）。	・説明担当者の名刺（丙 1-3）	ホテルからミルフォードサウンドまでは、バスで片道 5 時間くらいを要する（笠松証人 9 頁）。
午後	移動	オータンンド港およびオーフランド海洋博物館観察（笠松証人 12 頁）	港湾行政と民間の力の活用に関する調査（笠松証人 12 頁）。	木村良子氏（通訳） オータンンド海洋博物館マネージャー フリップ・マクゴーエン氏 同職員 ジーン・フォード氏（笠松証人 6 頁、乙 3 の 9 枚目～10 枚目）	港の倉庫等の施設が公設・民営であることは、福井県の港湾行政との違いであり、今後の港湾行政を考えうえで参考になる事例である（笠松証人 12 頁）。	・リアルジャー二社のビジュアルガイド（丙 1-4）	・「責任ある観光への取り組み事例リスト」と題する文書（丙 1-5）
3月29日 午後	午後	オータンンド港およびオーフランド海洋博物館観察（笠松証人 12 頁）	また、港湾施設とヨットハーバーという観光施設が一体的に開発されている事例としても参考になった（笠松証人 12 頁）。	・自然保護及び環境保全に関する方針」と題する文書（丙 1-6）	・「自然保護へのさらなる取り組み」と題する文書（丙 1-7）	・「自然保護へのさらなる取り組み」と題する文書（丙 1-8）	・広報誌「自然保護問題」（丙 1-12 頁）

日付	時間帯	観察先	観察目的	説明担当者	観察結果	持ち帰った資料等	備考
3月30日	全日	移動(帰国)					

デンマーク・スウェーデン観察（平成22年3月23日～29日）

日付	時間帯	観察先	観察目的	説明担当者	観察結果	持ち帰った資料等	備考
3月23日	全日	移動（出国）					
3月24日	午前	ネストヴェ市役所訪問 高齢者福祉施設シドボレン 視察	先進的な福祉政策の調査（田村証人2頁） ※ネストヴェ市は、税金の使い途として充実した市民サービスを提供していることで世界中から注目・訪問されている（田村証人2頁、乙5の3枚目）。	バージット・エトード氏 (丙55、田村証人2頁～3頁)	市役所内で約1時間、聴き・質疑応答を行った（田村証人3頁）。誰でもサービスを利用できるという点が特徴的であった。日本では介護は在宅が原則とされており、要介護認定など施設入所のハードルが高い、社会サービスの仕組みに対する懸念（丙56）。	・説明担当者の名刺（丙55） ・ネストヴェ市における社会サービスの仕組み ・施設の裏面（丙56） ・「ネストヴェ市の概要と2010年度から2013年度までの予算」と題する冊子（丙57） ・デンマークマガジン09 日本語版（丙58）	
3月24日	午後	メテ氏及び他の職員 (丙62、田村証人4頁、乙5の3枚目)	実際に市直営の高齢者福祉施設を視察し、施設の職員と話をすら中で、午前中に市役所で説明を受けた、職員の意識が高いということ、「家族に代わって手助けをしていく」ほどの人の生きてきたアイデンティティを大事にしている」という意識をもつて仕事をしていることを実際に確認できた。また、公務員ということで給料が非常に安いことに驚かされた。ほかに、実際に施設を見て分かった点として、①入所者の表情が「介護されているという顔」をしていないこと、②介護しながら結果の進むべきデータを蓄積している（老人性痴呆に関するスペシャリストが配置されている）こと、などがあった（田村証人4頁～5頁）。	ニールズ・ランド氏 (丙70、田村証人5頁)	・シドボレンのパンフレット（丙59） ・施設の写真（丙64～69）		
3月25日	午前	コペンハーゲン環境エネルギー ギー事務所訪問 午前	エネルギー政策における行政と民間の連携 のあり方の調査（田村証人5頁）	コペンハーゲン環境エネルギー事務所内で、約1時間、説明を聴き、質疑応答を行った（田村証人6頁）。	・説明担当者の名刺（丙70） ・説明時に映写された画像の写真（デンマークの風力発電の歴史）および「集中生産から分散生産へ」（丙73、74）		
3月25日	午後	ミドルクロイ洋上風力発電 所視察		後日、市との契約に関する資料の取り寄せたいと言っていた職員もいた（田村証人13頁）。午後には同事務所が運営している風力発電所を視察したが、ここでも引き続きニールズ・ランド氏が説明を担当してくれて、施設の概要のほかに騒音や燃費の問題などに説明を受けた（田村証人7頁）。	・風力発電所施設の写真（丙76、77）		

日付	時間帯	視察先	視察目的	説明担当者	視察結果	持ち帰った資料等	備考
	午前						
3月26日	午後	ストックホルム市営ディア クティビティセンター（テ ルス余暇センター）視察	高齢者の社会生活向上に向けた取り組みの 調査（田村証人8頁）	副センター責任者アニカ・フ レデリカ氏 (乙5)の5枚目表、丙8-2)	会議室で説明を受けたうえで、施設内を視察した。視察時間は、1時 間強くらいであった。（田村証人8頁）。	・テルス余暇センターの パンフレット 2010年春 号（丙8-1） ・施設の写真（丙8-4～ 8-8）	
3月27日	午前 ～ 午後	ストックホルム市の公共交通 運営調査	先進的な公共交通機関の実情の調査（田村 証人10頁）	岡本尚子氏（通訳） (田村証人10頁～11頁)	電車とバスの共通切符制や乗降ホームの共用（丙9-0）など、市の一 元管理による利便性は大きく、福井県の将来の公共交通体系の整備の方 り方を考えるうえで参考になった（田村証人11頁、田村陳述書7頁）。 平成23年2月の第368回定例会での高齢者福祉政策に関する提言 および質問（丙1-1-1～1-1-3）につながった（田村証人9頁～10頁）。	・バイオガスバスの写真 (丙8-9) ・バスと電車の共用乗降 ホームの写真（丙9-0） ・バスも走行する電車の 軌道の写真（丙9-1）	
3月28日 ～ 29日	午前 ～ 午後	ハンマルビー再開発地区視 察	最先端の環境都市とされている再開発地区 の実態調査（田村証人11頁～12頁）	岡本尚子氏（通訳） (田村証人12頁)	ハンマルビー地区の取組みを紹介している環境情報センターを訪れ、 展示物や資料を見て、岡本氏から説明を受けた（田村証人12頁）。また、 実際に地区内に設置されている新しいゴミ収集システムの設備も視察 した（丙9-6、9-7）。いろいろな環境に関する技術が総合的に導入さ れているところが先進的であり、環境技術を導入した再開発のあり方を 考える参考になった（田村証人13頁、田村陳述書7頁）。	・ハンマルビー地区の取 り組みを記載したパンフ レット（丙9-2） ・ハンマルビー地区環境 マップ（丙9-3） ・ハンマルビー地区的模 型の写真（丙9-5） ・新しいゴミ収集システ ムのゴミ投入口の写真 (丙9-6、9-7)	

これは正本である。

同日同序

裁判所書記官

横屋

晋

